

臨時教育審議会

教育改革に関する第四次答申
(最終答申)

〈付 参考資料〉

昭和62年8月7日

I. 教育改革に関する第四次答申（最終答申）

	頁
はじめに	1
第1章 教育改革の必要性	3
1 改革の時代的要請	3
(1) 成熟化の進展	3
(2) 科学技術の進展	4
(3) 国際化の進展	5
2 教育の歴史と現状	6
3 教育の基本的在り方	9
第2章 教育改革の視点	12
1 個性重視の原則	12
2 生涯学習体系への移行	13
3 変化への対応	15
(1) 国際社会への貢献	15
(2) 情報社会への対応	16
第3章 改革のための具体的方策	18
第1節 生涯学習体制の整備	18
第2節 高等教育の多様化と改革	23
第3節 初等中等教育の充実と改革	28
第4節 国際化への対応のための改革	34

第5節 情報化への対応のための改革	37
第6節 教育行財政の改革	38
第4章 文教行政、入学時期に関する提言	44
第1節 文教行政	44
第2節 入学時期	51
第5章 教育改革の推進	56
おわりに	58

II. 参考資料

(資料1) 臨時教育審議会会長・委員名簿	61
(資料2) 臨時教育審議会専門委員名簿	63
(資料3) 質問文	64
(資料4) 第1回総会における内閣総理大臣あいさつ	65
(資料5) 第1回総会における文部大臣あいさつ	67
(資料6) 第1回総会における会長あいさつ	70
(資料7) 第四次答申(最終答申)提出に当たっての会長談話	72
(資料8) 臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申(最終答申)」を受けての内閣総理大臣の談話	76
(資料9) 臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申(最終答申)」を受けて 文部大臣談話	77
(資料10) 教育改革に関する第四次答申(最終答申)にいたる経緯	79
(資料11) 臨時教育審議会の構成	81
(資料12) 臨時教育審議会設置法	83

I. 教育改革に関する第四次答申 (最終答申)

総教 第216号

昭和62年8月7日

内閣総理大臣 中曾根 康弘 殿

臨時教育審議会会长 岡本道雄

教育改革に関する第四次答申（最終答申）について

臨時教育審議会は、昭和59年9月5日、内閣総理大臣から、「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本の方策について」諮問を受け、鋭意検討を行ってきたところであります。今般、標記について、別紙のとおり成案を得ましたので、提出します。

はじめに

本審議会は、ここに、「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」を提出する。

昭和59年9月5日、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受けて以来、逐次答申の方針の下に、これまで三次にわたる答申をそれぞれ提出した。

第三次答申提出以降、本審議会は残された課題について調査審議を進め、この最終答申においては、「文教行政」、「入学時期」についての提言を行うとともに、今後における教育改革の推進の方策を示した。

また、この答申を取りまとめるに当たっては、これまでの改革提言の実施状況を見守りつつ、三次にわたる答申を総括した。まず、「教育改革の必要性」として、今日教育に求められている時代的要請とこれまでの教育の歩みや現状を考察し、教育の基本的方策を示した。また、今次教育改革を推進するための基本的考え方として第一次答申で掲げた八つの考え方を、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」の三つの項目に集約して、「教育改革の視点」として取りまとめた。さらに、これまで逐次、答申してきた多岐にわたる具体的改革方策を六つの項目に整理して、「改革のための具体的方策」として要約した。

過去3年間の審議期間を通じて、本審議会は、21世紀に向けて社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期するとともに、今日教育が抱えている様々な問題の克服を目指して審議を続けてきた。

本審議会は、この審議に当たり長期的視野に立った教育改革の基本方向を見定めつつ、具体的提言については、世論の合意と実行可能性に配慮しながら取りまとめ

た。その際、審議の自主性・主体性を堅持して、自由かつ達な論議を展開するとともに、審議ができる限り国民に開かれたものとなるよう、常に審議状況を明らかにしながら、各界各層の意見に耳を傾けて、論議を深め、全国民参加の教育改革を目指した。

明治の近代学校制度の導入と戦後の教育改革は、国家社会体制の大きな政治的変革に伴うものであったが、今次教育改革は、このような要素を伴わない、いわば平時の改革である。しかし、今、明治以来100年にわたる追い付き型近代化の時代をこえて、日本人と人類がこれまで経験したことのない新しい国際化、情報化、成熟化の時代に向かうという大きな文明史的な転換期にさしかかっていることを考えると、平時とはいえ、今次の教育改革が上記二回の改革に匹敵する画期的な意義をもつものであることを痛感する。本審議会はこのような認識に立って、近代教育100年の成果と限界を改めて冷静に評価、反省するとともに、21世紀の社会が教育にもたらすであろう可能性と問題点を見据えながら、教育の在り方を根本的に見直し、新たな観点から必要な改革の方策を提言してきた。

来るべき時代は、人類文明の在り方と人間の生き方を問い直し、多様な文化の一層の開花と人間性の回復を強く求めるであろう。こうした時代の要請にこたえていく上で教育の社会的責任と使命は重い。このことを十分に自覚し、教育改革に携わる者は、日本の将来と人類社会の明日のために教育界における相互信頼を回復し、教育の世界にみずみずしい活力と創造性を生み出さなければならない。

教育改革の成否は、政府の積極的な対応はもとより、国会の理解や地方公共団体の協力、教育関係者をはじめ、すべての国民の熱意にまつところが極めて大きく、改革の実現に向けて、国民各位の深い理解と協力を切望するものである。

第1章 教育改革の必要性

1 改革の時代的要請

我が国は今日、21世紀に向かって社会の成熟化への展開、情報中心の科学技術への転換、新しい国際化への移行の時期にさしかかっている。これらがもたらす可能性と問題点を見定めるとともに、日本文化・社会の特質と変動を十分に認識することが、今次教育改革の出発点でなければならない。

(1) 成熟化の進展

我が国は、明治以来の追い付き型近代化の時代を終えて、先進工業国として成長から成熟の段階に入りつつある。この変化に対応して、従来の教育・研究の在り方を見直さなければならない。

まず、生活文化面では、生活水準の上昇、自由時間の増大、社会保障の整備、高学歴化の進展等を背景として、国民のニーズの多様化、個性化、高度化が進展しており、日本人の求める生活の豊かさの内容は、物の豊かさから心の豊かさへ、量の豊かさから質の豊かさへ、ハード重視からソフト重視へ、画一・均質から多様性・選択の自由の拡大などの方向へと向かっている。

また、産業経済面では、経済の情報化、ソフト化、サービス化の傾向が急速に進展し、産業構造、就業構造は大きな変化を遂げつつある。

さらに、我が国は、今日、急速に高齢化社会に移行しつつあり、適切な対応がなされない場合、社会的活力を喪失することが懸念されている。また、女子の職場進出や勤労者の意識の多様化等の変化が進行している。

現在の都市化の進展は、人間のつながりを失ったばらばらな個人から成る大衆社会状況を生み出し、このため、価値意識の多様化が進み、コミュニティ意識や伝統的な各種の社会規範が弱まってきており、家庭における子どもの数の減少、核家族化の傾向、生活様式や父母の就業形態の変化、父親の影響力の減

退など家庭の役割や機能の変化も、様々な教育問題と複雑に結びついている。

また、豊かさ、便利さ、自由の増大は、成熟化への過渡期において、ともすれば人間の心身の健康に問題を投げかけ、人間の精神的、身体的能力の退行、自我の形成の遅れをもたらし、また、社会連帯や責任意識の低下、俗悪な文化の氾濫などを生じさせる危険を伴っている。

しかし、長い歴史と伝統、近代国家100年の歩みと戦後40年の歴史的経験を基礎として、国民世論と社会意識が成熟し、落ち着いた平衡感覚が定着しつつあることにも注目しておく必要がある。

(2) 科学技術の進展

今日の科学技術の進展は、それ自体、人類が達成した偉大な歴史的成果であり、将来にわたって人類の進歩・発展を担う原動力を形成するものである。

今後の科学技術は、経済・社会からの要求の高度化、多様化に対応して、そのほぼ全分野において、緻密化、高機能化の傾向を強めるとともに、ハードウェア中心から、情報化を中心とするソフトウェアの比重を高めた科学技術へ移行しつつあるなど、科学技術の新しい発展が期待されている。同時に、生命科学、情報科学等に見られる科学技術の高度な発展が科学技術と人間とのかかわりを強め、遺伝や精神活動などに関する研究開発の面で人間存在そのものに迫っており、人間や社会にいろいろな問題をもたらしている状況のなかで、人間および社会と調和のとれた科学技術の展開が真剣に求められるに至っている。

このような動向は、相互にからみあいながら、教育・研究の在り方、知識・技術・社会システムの在り方に大きな影響を与えていている。さらに、我が国は、今後、国際社会との積極的な交流と協力を促進しながら、創造性豊かな科学技術を開発していくことが強く求められており、その基礎となる研究の重要性が一段と高まっている。

このため、知的・文化的生産能力の高い個性的・創造的で感性豊かな人間が一層求められている。また、こうした新しい科学や技術の展開に対応できる体制の急速な整備が必要であり、とくに高等教育の充実、自然科学、人文・社会科学を通じた基礎科学の振興を図ることが急務となっている。

しかし、科学技術の発達は、人類に大きな物質的豊かさと便利さを与えた反面において、人間をとりまく環境の変化等をもたらし、自然との触れ合いの減少、映像等による間接経験の肥大と直接経験の減少、便利さの代償として人間のもつ様々な資質の退行や人間相互の触れ合い、思いやりの心等の希薄化などがみられるようになった。このことに関連して、科学技術の発達をもたらす重要な要因となった近代的合理主義の流れのなかには、人間の心情的なものへの配慮がおろそかにされてきた側面があることは否定できない。

このような科学技術が人間性にもたらす深刻な影響については、今後の科学技術の進展の動向自体の中にもこれを克服するための意識的な努力がみられるようになっているが、とくに、新しい科学技術の時代に生きる子どもの教育においては、科学技術と人間の心情や感性との調和を図る視点が重要である。

このことは、先進工業諸国に共通の問題点であり、長年にわたって東西文化を吸収し、発展してきた我が国も、自らの経験を踏まえ、この問題の克服に努力を傾注する必要がある。

(3) 国際化の進展

交通・通信手段の発達、経済・文化交流の拡大に伴い、地球は急速に小さくなり、国際社会はますます相互依存の度合を深めている。世界有数の先進工業国となった我が国は、資源、エネルギー、産業、教育、文化などいすれの分野をとっても、国際社会の中で孤立していくことはできない。我が国は、国際社会の中でその地位にふさわしい国際的責任を分担することなしには、発展を続けていくことができないという新しい国際化の時代に入っている。

これまでの我が国は欧米先進工業国からの科学技術の導入・移植に努力を集中し、教育・研究・文化・スポーツの諸領域における国際的交流と貢献が必ずしも十分ではなかった。

これからの新しい国際化は、これまでの追いつき型近代化時代における国際化とは認識や対応を異にするものでなければならず、教育・研究・文化・スポーツや科学技術などの諸領域において相互交流を推進するという均衡のとれた国際交流に転換していくかなければならない。また、これらの分野における国際的貢献を果たしていくことが重要となってくる。

国際社会で生きるために、先進諸国の一員としての国際的な責任を果たすとともに、人と人との交流、心の触れ合いを深めることが重要であるが、人的交流が拡大してくると、いわゆる文化摩擦が生じてくる。これをむしろ国際社会の常態と考えて、これから日本の社会の国際化のためのエネルギーに変えていくような新しい積極的な生き方が求められている。このような努力を通じて、我が国の個性豊かな伝統・文化の特質と普遍性が改めて再発見、再認識されることとなり、多様な文化と多元的な制度の共存と協調による平和と繁栄の国際社会の形成のために、我が国文化が寄与し得ることとなるであろう。

2 教育の歴史と現状

我が国近代教育の戦前の歴史は、「学制百年史」（文部省編）によれば、明治5年の学制公布以降の近代教育制度の創始期（明治5年～18年）、近代教育制度の確立・整備期（明治19年～大正5年）、教育制度の拡充期（大正6年～昭和11年）、終戦までの戦時統制下の軍国主義、極端な国家主義による画一主義教育の時期（昭和12年～20年）の四つの時期に区分される。

全般的にみると、学制公布以来の我が国戦前の近代学校教育の基本理念が、立身出世・殖産興業、欧米化、工業化を通じての「富国」に重点を置いたものであ

ったことは、戦後教育との連続面としてとらえることのできる側面である。

他方、戦争と敗戦の結果として、軍国主義、極端な国家主義が否定されたことは、戦前と戦後の教育の非連続面として正確に認識しておかなければならない点である。

戦後教育改革の目的は、戦前の第4期を頂点としてその弊害をあらわにした軍国主義および極端な国家主義教育等を排除し、平和国家・文化国家の建設、民主主義、自由、平等の実現を期し、人格の完成を目指して自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を図ることを教育の目的として確立することにあった。

明治の近代学校制度の導入以来1世紀をこえる我が国近代教育の歴史のなかで、戦後教育の占める期間はすでに40年をこえているが、この間、教育の機会均等の理念の下に、教育の著しい普及、量的拡大と教育水準の維持向上が図られた。このような我が国近代教育の発展が、社会経済の発展の原動力となり、また国民生活や文化の向上に大きく寄与した点は高く評価されなければならない。反面、時代の進展とともに、我が国の教育は今日様々な問題点や限界を指摘されるに至っている。

① 戦後改革で強調された人格の完成や個性の尊重、自由の理念などが、必ずしも十分に定着していない面を残していること。

また、個性豊かな我が国の伝統・文化についての正しい認識や国家社会の形成者としての自覚に欠け、しつけや德育がおろそかにされたり、権利と責任の均衡が見失われたりした面も現れたこと。

② 教育が画一的になり、極端に形式的な平等が主張される傾向が強く、各人の個性、能力、適性を発見し、それを開発し、伸ばしていくという面に欠けていること。

また、受験競争が過熱し、教育が偏差値偏重、知識偏重となり、創造性・考える力・表現力よりも記憶力を重視するものとなっていること。

いじめ、登校拒否、校内暴力などの教育荒廃の現象が目立ち始め、画一的、硬直的、閉鎖的な学校教育の体質の弊害が現れてきたこと。

③ 大学教育が個性的でなく、また、教育・研究には国際的に評価されるものが多くないこと。学術研究は、従来ともすれば科学の応用とその技術化に関心が傾き、世界的視野でみれば純粋の科学や基礎的な研究への寄与に乏しかったこと。

大学は概して閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的および国際的要請に十分こたえていないこと。

④ 学歴偏重の社会的風潮は、教育にいわゆる有名校、有名企業等を目指す学歴獲得競争の弊害を生んでいること。

⑤ 教育行政が画一的、硬直的となっており、教育の活性化を妨げている面があること。また、これまでの教育行政には学校外における教育活動の広がりなど新しい教育需要に柔軟かつ積極的に対応する姿勢に欠けている状況がみられる

こと。

⑥ 戦後、一部の教職員団体が政治的闘争や教育内容への不当な介入などを行ったこともある、教育界に不信と対立が生じたこと。

これらの事情により、我が国学校教育がその社会的使命を十分果たし得ず、父母と社会の信頼を失う一つの原因となった。

我が国近代教育が数多くの困難な事情を克服し、とくに教育を担当する当事者が教育の水準を維持・発展させてきた努力は十分評価しなければならないが、同時に以上のような教育の歴史的変遷のなかで時代や社会の変化への対応が十分できなかつたことなどにより、今日、教育上の諸問題が生じ、今次の教育改革へと連なることとなったことを認識しておく必要がある。

3 教育の基本的取り方

教育は、教育基本法にあるように、人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者としての自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

人格の完成は、教育的努力の究極の目標であり、この目標を実現するためには、徳・知・体の調和のとれた教育が極めて重要である。その際、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任などが重視されなければならない。

さらに、平和的な国家および社会の形成者としての国民の育成を目指すためには、正しい国家意識の涵養、社会的責任の自覚、普遍的で個性豊かな文化や伝統の継承・創造・発展のための努力が不可欠である。

このためには、子どもの自己努力と経験に基づく自発的な成長に期待しつつ、必要な基礎・基本をしっかりと教えることを教育の基本に据えていかなければならない。

本審議会としては、このような基本的考え方を立って、将来の展望とこれまでの教育の歴史や現状を踏まえつつ、幅広い国民的合意を基礎に、教育基本法の精神を我が国の教育土壤にさらに深く根付かせ、21世紀に向けてこの精神を創造的に継承・発展させ、実践的に具体化していく必要があると考える。

これらを基礎として、21世紀のための教育の目標を現段階でまとめてみると、①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人が、とくに重要であると考えられる。

(1) 教育の目的である人格の完成の実現に近づくためには、德育、知育、体育の調和の中に、真・善・美を求める「ひろい心」と「すこやかな体」を育むことが重要である。

これからの教育は、とくに豊かな心と健康の大切さを認識し、子どもの心身両面の均衡のとれた発達に最大限の努力を払うことを教育の中心に据えていか

なければならない。とくに、身体の健康は人間生活の基盤であり、教育全体を通じて重視されなければならない。このためには、人間や自然に対する優しさと思いやりの心、豊かな情操を育てるとともに、健康教育やスポーツを通じて心身の育成を図る必要がある。

また、21世紀に向けての時代は、芸術、科学、技術等のあらゆる分野において、「ゆたかな創造力」の開花を必要としている。このような創造力を「ひろい心」と「すこやかな体」の心身両面の健康を基礎とする強靭でたくましい生命力の中に育んでいくことが重要である。

(2) 従来の教育においては、個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養が必ずしも十分ではなく、個の確立、自由の精神の尊重等に欠けているところがあつたことを反省し、これからの中等教育は、「自由・自律の精神」、すなわち、自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度等を育成しなければならない。

また、個々人は、一人で存在するものではなく、国家社会の形成者としての責任を果たす自覚が求められる。このためには、「公共の精神」が強調されなければならず、公共のために尽くす心、社会奉仕の心など、そして社会的規範や法秩序を尊重する精神の涵養が重要である。さらに、自分と異なるもの、異質性・多様性に対する寛容の心などを育成することが必要である。

このような「公共の精神」は「自由・自律の精神」の基礎の上に初めて確立されるものである。

(3) それとともに、我が国がいまだかつて経験したことのない国際的相互依存関係の深まりのなかで、国際社会の一員として生き続けていくためには、全人類的視野に立って様々な分野で貢献するとともに、国際社会において真に信頼される日本人を育成すること、すなわち、「世界の中の日本人」の育成を図ることが重要となる。

そのためには、第一に、広い国際的視野の中で日本文化の個性を主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個性をも深く理解することのできる能力が不可欠である。第二に、日本人として、国を愛する心をもつとともに、狭い自国の利害のみで物事を判断するのではなく、広い国際的、人類的視野の中で人格形成を目指すという基本に立つ必要がある。なお、これに関連して、国旗・国歌のもつ意味を理解し尊重する心情と態度を養うことが重要であり、学校教育上適正な取扱いがなされるべきである。第三に、多様な異文化を深く理解し、十分に意思の疎通ができる国際的コミュニケーション能力の育成が不可欠である。

第2章 教育改革の視点

本審議会は、21世紀のための教育の目標の実現に向けて、教育の現状を踏まえ、時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的な考え方として、以下のように考えた。このうち、「個性重視の原則」は今次教育改革で最も重視されなければならない基本的な原則とした。

1 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律・自己責任の原則、すなわち「個性重視の原則」を確立することである。この「個性重視の原則」に照らし、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野について抜本的に見直していかなければならない。

① 我が国の教育は、明治以来の近代化の過程において、効率性を重視し、継続性と安定性を求める傾向の強い教育制度の特質もあって、ともすれば画一的、硬直的なものとなり、個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養がなされず、個の確立、自由の精神の尊重等が十分でなかったことを反省しなければならない。しかし、同時に自由は重い自己責任を伴うものであるので、選択の自由の増大する社会にあって、これからの教育は個人の尊厳、個性の尊重を基礎として、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を育成することが重要である。

② さらに、21世紀に向けて社会の変化に積極的かつ柔軟に対応していくために、芸術、科学、技術等のあらゆる分野においてとくに必要とされる資質、能力として、「創造性・考える力・表現力」の育成が重要である。今後における科学技術の発展や産業構造、就業構造などの変化に対応するためには、

個性的で創造的な人材が求められている。これまでの教育は、どちらかといえば記憶力中心の詰め込み教育という傾向があったが、これから社会においては、知識・情報を単に獲得するだけではなく、それを適切に使いこなし、自分で考え、創造し、表現する能力が一層重視されなければならない。創造性は、個性と密接な関係をもっており、個性が生かされてこそ真の創造性が育つものである。また、豊かで、多様な個性は「基礎・基本」の土台の上に初めて築き上げられるものであることを認識する必要がある。

③ また、個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育てる上で、子どもをとりまく学校や日常の様々な環境条件を改善していくことが必要である。このため、自然環境のなかで心身を鍛えることができるような教育の仕組みを導入すること、子どもの豊かな心を育て、たくましい体を作り上げるための教育条件の整備を図ること、教師が子どもの心や体を理解する能力を高めることなど「教育環境の人間化」を積極的に推進する視点も極めて重要である。

④ 今日、社会の成熟化の進展に伴い、人々の意識は個性化・多様化とともに、選択の自由への要請が大きくなっている。教育においても、国民の教育に対する要求の高度化、多様化に柔軟に対応し、これまでの教育の画一性、閉鎖性の弊害を打破する上で、「選択の機会の拡大」を図ることが極めて重要である。このためには、教育行政や制度もまた柔軟で分権的でなければならず、関連する諸規制の緩和が必要である。

2 生涯学習体系への移行

我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体

系の総合的再編成を図っていかなければならない。

① 我が国の近代化の過程で、学校教育は量的に拡大し、普及した。一方、学校教育の期間の長期化や過度の依存などに伴う弊害、とくに学歴社会の弊害が大きくなっている。

この弊害を是正するため、学校教育の自己完結的な考え方から脱却し、人の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、どこで学んでも、いつ学んでも、その成果が適切に評価され、多元的に人間が評価されるよう、人々の意識を社会的に形成していく必要がある。また、若いときに希望する学校や職場に進めなかつた人々が、その後の人生で、それらに挑戦する機会が得られるように教育や社会の仕組みを改善していく必要がある。

② 所得水準の向上や自由時間の増大、高齢化の進展などにより、生涯の各時期、各領域において、人々の学習意欲が高まり、学習需要は高度化、多様化している。これから学習は、学校教育の基盤の上に各人の責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきものである。このような認識に立って、学校教育、社会教育、職業能力開発などの振興を図るとともに、さらに、民間における学習、文化、スポーツ、情報産業等による教育活動を含め、総合的なネットワークを形成していかなければならない。

③ 科学技術の高度化、情報化や国際化、経済のソフト化などの社会の変化は、知識、技術、情報体系の発展と再編成を促し、産業構造、就業構造を絶えず変化させており、こうしたなかで、新たな学習需要が生まれてきている。今後、人々が希望する新たな知識、技術を習得できるよう、学校や研究機関などが時代の進展に応じた新しい学問体系を形成し、教育・研究施設と企業など社会との相互の緊密な連携・協力を図っていくことが必要である。

④ 都市化の進展や家庭の機能が変化するなかで、今日、家庭や地域社会の教育力が低下している。このため、子どもの立場を中心に、家庭・学校・地域

社会の役割と限界を明確にし、それぞれの教育機能を活性化するとともに相互の連携を図ることが重要である。とくに乳幼児期に親と子の基本的な信頼関係（親と子の絆）を形成するとともに、適時・適切なしつけを行うことは、家庭が果たすべき重大な責務である。この観点から、家庭を学校、地域社会と並ぶ生涯学習の場としてとらえ、その教育力の回復を図る必要がある。

3 変化への対応

今後、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育は時代や社会の絶えざる変化に積極的かつ柔軟に対応していくことが必要である。なかでも、教育が直面している最も重要な課題は国際化ならびに情報化への対応である。

① 国際社会への貢献

これから新しい国際化は、これまでの近代化時代における国際化とは異なり、全人類的かつ地球的視点に立って、人類の平和と繁栄のために様々な分野において積極的に貢献し、国際社会の一員としての責任を果たしていくものでなければならない。

このような観点に立って、我が国社会の国際化を全体として推進させる努力を払いながら、新しい国際化に対応できる教育の実現を期することは我が国の存立と発展にかかる重要な課題である。

① 我が国が教育・学術・文化等あらゆる面で国際的に貢献し、責任を果たすためには、まず、国際社会の中に生きるよき日本人、ひいてはよき一人の人間の育成を期した教育の在り方を考えいかなければならない。

また、我が国の教育機関、とくに大学の教育と学術研究の水準を高めることや、日本人のためだけの教育機関という従来の閉鎖的な発想を改めていくことが必要である。

② 教育における国際化への対応は、制度面のみならず関係者の意識を含め日

本における教育を広く開放していくことが重要となる。そのためには、教育のあらゆる機会を通じて、たえず異なるものへの関心と寛容を培うとともに、今後とも変化してやまない国際関係に柔軟に対応し、自らを不斷に改める自己革新力を備えた教育システムを形成していかなければならない。

③ 新しい国際化を実現する主体となるのは、国民のひとりひとりである。それぞれが問題意識をもち課題解決に努力するという草の根レベルからの芽生えが必要であり、さらにその芽生えが国民的な運動へと盛り上がって、初めて国際化に向けての改革は実を結ぶといえよう。それだけに、改革の即効は望むべきではなく、その具体化は長期的展望に立ち持続的かつ着実に進められることが重要である。

(2) 情報社会への対応

21世紀に向けて情報化という新しい時代を迎える。我が国が今後情報化の絶えざる進展に柔軟に対応し、物質的にも精神的にも豊かな社会を築いていくためには、教育自体をそれに積極的に対応できるよう改革を図っていかなければならない。

① 新しい情報手段は、情報選択の余地を飛躍的に拡大するとともに、双方向の情報伝達を可能にし、情報および情報手段の主体的な活用への道を格段に広げるものである。このような本格的な情報化は、教育において、教える者と学ぶ者との双方向の情報伝達を大幅に拡充するとともに、情報のネットワークを中心とした新しい学習空間をつくりだすという基本的な効用をもっている。しかし、その際にも、これまでの「読・書・算」のもつ教育としての基礎的・基本的な部分をしっかりと身に付けさせることが重要である。

反面、情報化の進展は、間接経験の肥大と直接経験の減少、情報への過度の依存、情報過多に伴う各種の不適応症状など、情報化への対応いかんによっては、様々な弊害を生み出す可能性もあることを忘れてはならない。

したがって、情報化に対応した教育を進めるに当たっては、情報化の光と影を明確に踏まえ、新しい情報手段がもつ人間の精神的、文化的発展の可能性を最大限に引き出しつつ、影の部分を補うような取組みが必要である。

② 教育と情報化の関係については、社会の情報化に対応して教育がどのような機能、役割を担っていくべきかという面と、情報化の進展の成果を教育・研究・文化等の活動自体にどのように活用していくべきかという面の二つの側面があり、次のように、一体的に対応を進めていくことが重要である。

ア. 学校をはじめ様々な教育機関において情報活用能力の育成に本格的に取り組む。

イ. 指導の個別化、指導形態の柔軟化を可能にし、双方向の意思疎通、とくに学習者からの発信機能を強化するとともに、学習の時間的・空間的制約を緩和させる技術的可能性を有している情報手段の潜在力を、すべての教育機関の活性化のために最大限に活用する。

ウ. 情報化の進展が与える身体的、精神的、文化的影響に関する教育的見地からの分析・評価を進め、情報化の影の部分を補うための教育を拡充するとともに、教育環境の人間化を支援するような形で情報手段を教育の場に組み込む。

第3章 改革のための具体的方策

教育の現状と将来の展望を踏まえて、教育改革の視点に立って、第一次から第三次までの答申において提言した具体的方策の大要は次のとおりである。

第1節 生涯学習体制の整備

これからの学習は、学校教育の基盤の上に各人の自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自らの責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきものである。

生涯学習体系への移行を目指し、従来の学校教育に偏っていた状況を改め、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から、家庭、学校、地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要がある。

1 学歴社会の弊害の是正と評価の多元化

学歴社会の弊害を是正するとともに、学校における偏差値偏重、社会における学歴偏重の評価の在り方を根本的に改め、評価の多元化を図る必要がある。

(1) 学歴社会の弊害の是正

学歴社会の弊害の是正策は、三つの方向から総合的に展開されなければならない。①21世紀に向けて生涯学習社会の建設を目指す、②学校教育の改革を積極的に進める、③企業・官公庁における採用などの改善に一層積極的に努力する。

(2) 評価の多元化

① 評価の基本的方向

人々の能力の様々な側面に着目し、特定の側面における秀でた能力を積極的に評価する。また、異なる価値観や文化を受け入れる姿勢が大切である。

さらに、編入学、転学、転職、中途採用などヨコへの移動を円滑にし、学校

・職場・地域の間の交流を促進する。

なお、評価の多元化に当たっては、これまでの学歴に偏重した評価の反省の上に、特定の評価指標を過度に重視することによって生じる弊害に十分留意する。

② 公的職業資格制度の改革

評価の多元化の一環として、公的職業資格制度の見直しを行う。

ア. 資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として学歴要件を除去する。
イ. 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。

ウ. 時代の変化に対応し、資格の更新の検討や、整理統合、改善等を図る。

(3) 企業・官公庁の採用等の改善

企業・官公庁においては、学歴社会の弊害の是正および評価の多元化の観点から、採用人事や人事管理の改善を図る必要がある。

このため、新規採用に当たっての青田買いの自粛、指定校制の撤廃など就職の機会均等の確保、特定の学校に過度に偏らない、多様な学校からの採用や能力をより重視した人事管理などに向けて、さらに一層努力する。また、新規学卒者に偏ることなく、多様な人材に門戸を開放し、中途採用を円滑化する。このため、専門職・技術職を中心に、より多様で優秀な人材の確保や産・官・学の交流が促進されるよう、業績や職歴、学習歴を適切に評価することに配慮すべきである。

専修学校卒業者の採用や待遇等に当たって、相当する後期中等教育機関・高等教育機関としての取扱いがなされるよう改善に努める。

2 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携

(1) 家庭の教育力の回復

家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに、家庭基盤の整備の推進、家庭

・学校・地域の連携などにより、乳幼児期における親子の絆の形成や社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせることなど、家庭の教育力の回復を図る必要がある。

このため、親となるための学習の充実、家庭科の見直し、子どもの心をめぐるカウンセリングの普及、育児休業制度や新井戸端会議などを推進する。また、生命や自然への畏敬などの情操を養い、心身の健康を育むため、自然体験学習、都市と農山漁村との交流を推進するほか地域の教育力の活用と活性化を図る。さらに、PTA活動の活性化、学校教育活動への地域住民の積極的参加の推進、学校給食の見直しなどにより家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てるための環境をつくる。

(2) 生涯学習のための機関としての学校教育の役割

初等中等教育段階においては、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、教育の適時性等に配慮し、高等教育段階においては、専門分野の知識・技術の習得の徹底、幅広い思考力の育成等に留意する。

また、社会や経済の諸変化に対応して、大学、高等学校等を、社会人が学習できる場として整備する。このため、入学資格の自由化・弾力化の方向に沿って、システムの柔軟化などを検討する。

さらに、学校の機能や場の地域への開放、公開講座の単位認定など学習に対する奨励措置、学校五日制への移行、産業振興に関する地域センターの設置などを検討する。

(3) 社会の教育諸機能の活性化

① 自主的な学習活動の促進

自主的な学習活動は、人々の生きがいや充実した生活につながるものであり、個人学習や団体・サークルへの参加など種々の形態により、各人がそのニーズに応じて主体的に学習を進めることは、生涯学習の基本である。

このため、学習情報のネットワーク化、情報提供・相談体制の整備、民間の教育・スポーツ・文化事業の支援、学習活動を通じての地域連帯の育成、研修プログラムの準備等によるボランティア活動の振興などにより社会参加の機会を拡大するとともに、社会教育指導者の確保と資質の向上、新しいメディアの活用を図る。また、学習機会の拡充等の観点から放送大学について、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行うとともに、いわゆる第三セクター方式の活用を含め、その将来構想を多角的に検討する。

なお、社会教育行政について、生涯学習体系への移行という観点から、社会教育に関する法令を含め総合的に見直す。

② 生涯職業能力開発の総合的推進

40余年と長期化した職業生涯にわたり、職業能力開発が段階的かつ体系的に行われるようとする。その際、仕事を通じての教育訓練を基本としつつ、仕事を離れて行う教育訓練の比重を高めていくことが重要である。

このため、企業における教育訓練の振興に合わせて、大学・大学院等を社会人が学習する場として整備するとともに、職業訓練施設の体制整備を図り、さらにこれらのネットワーク化などについて検討する。また、これら教育訓練の成果の適切な評価を進めること等を通じ、昇進・昇格等の経路の多様化を促進する。さらに、勤労者の自己啓発を促進するため、労働時間の短縮や有給教育訓練休暇制度の普及を図る。

3 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの振興

生涯にわたるスポーツプログラムの開発・研究、スポーツ施設の整備基準の策定と整備のための財政その他の必要な措置、民間スポーツ施設の整備を促進するために必要な支援措置の積極的検討、地域共同の施設という観点に立った学校スポーツ施設の整備の在り方の検討、社会体育指導者や健康づくりの観点

から運動指導を行い得る者の資格認定制度の整備など、地域社会や職場におけるスポーツ活動を推進するための施策を講じるとともに、学校体育と社会体育の連携を図る。

(2) 競技スポーツの向上

競技スポーツの向上を図るため、その基盤となる青少年のスポーツ活動を促進するとともに、第一線選手あるいはその活動を終えた者の処遇を含め、競技力向上のための環境条件を整備する。この一環として、スポーツカリキュラムの開発、素質ある者を一貫して指導する6年制中等学校の設置や高等専門学校の分野の拡大、コーチ制度の確立と資格認定制度の整備、国際交流の積極的推進、顕彰措置の導入・拡大、スポーツ奨学制度等の整備・拡充などを検討する。

(3) スポーツ医・科学の研究の推進とスポーツ基盤の整備

健康科学などとの連携を含めたスポーツ医・科学研究所を設置する必要がある。この研究所にナショナルトレーニングセンターを併置することを検討する。さらに、この施設を中心とする研究のネットワークの形成を図る。

また、官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」（仮称）を設け、スポーツ行政の在り方を含め積極的な対応を進める。

4 生涯学習の基盤整備

(1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい、本格的な学習基盤を整備し、地域特性を生かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める。このため、人々が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるよう、まち全体で生涯学習に取り組む体制（生涯学習を進めるまちづくり）を全国に整備していく。

生涯学習を進めるまちづくりは、生涯学習プログラムの開発、自主的な学習活動を活発化する環境づくり、民間施設を含めた各施設の相互利用の促進と各分野の人材の有効活用、人々の多様な学習活動を支える社会生活基盤の整備と

いった観点を踏まえつつ進める。

国および地方においては、生涯学習の多様なまちづくりを推進するため、生涯学習に取り組む市町村の中から、特色あるものをモデル地域に指定する。

(2) 教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化

教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用する。このため、高度通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を地域の状況に応じて進めていく。

その際、情報化が人々に及ぼす影響に配慮し、自然や文化とのかかわりを重視する。インテリジェント化により、既存施設の積極的活用を含め、地域の教育・研究・文化・スポーツ施設の再編・整備を図る。整備に当たっては、民間活力を活用することや制度面・財政面での配慮について検討する。また、施設の管理・運営の在り方を見直し、施設の特性に応じて設置者が直接管理するほか、第三者に委託する方法を検討する。さらに、施設の活用に伴う利益を、自主財源として教育活動等に還元する方法を検討する。

第2節 高等教育の多様化と改革

21世紀に向けて、国民や社会の様々な要請に応じ、人材の育成および学術研究の創造と発展に資するとともに、生涯学習の場として重要な役割を果たしていくため、高等教育の個性化、多様化、高度化、社会との連携、開放を進め、また、学術研究を積極的に振興する。これらを裏付ける条件として、組織・運営における自主・自律の確立、教職員の資質向上、経済的基盤の整備を図る。

1 高等教育の個性化・高度化

(1) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現するため、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にする。また、現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。これらの改革を実現するため、大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図る。

(2) 高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進するため、短期大学の学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化、高等専門学校の工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

放送大学の将来構想について多角的に検討するとともに、通信教育については、新しい情報手段の活用を新たな視野で検討する必要がある。

生涯学習体系への移行の觀点からも、単位累積加算制度の導入、学位授与機関の創設について検討する。

(3) 大学院の飛躍的充実と改革

大学院の飛躍的充実と改革は緊要の課題であり、修士課程、博士課程の役割の明確化と修業年限の標準の検討や優れた学生の学部3年修了時での大学院への進学を認める措置を考慮する。大学院の形態については、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備を強化する。学位制度の在り方についても検討する。

(4) 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国内外に公開することを要請する。

2 大学入学者選抜制度の改革

偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。

また、現行の国公立大学共通1次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。この共通テストの実施のため、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。これとともに、各大学の入試担当機能の強化、進路指導の改善、国立大学の受験機会の複数化、高等学校職業科卒業生などへの配慮についてもその推進を図る。

3 大学入学資格の自由化・弾力化

高等教育の門は可能な限り多様で幅広くすべきであるとの基本的認識の下に、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業者などに対し、大学入学資格を付与する。さらに、大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進めること。

4 学術研究の積極的振興

(1) 大学における基礎的研究の推進

国際的評価に耐え得る基礎的な学術の振興のため、大学における弾力的な研究組織の整備、共同利用研究所等の点検や改善、若手研究者育成のためのボスト・ドクトラル・フェロー制度の拡充、研究支援体制の抜本的な見直し・強化、研究費の拡充等を図る。人文・社会科学の振興にも格段の配慮を払う。

(2) 大学と社会の連携の強化

大学と社会の連携の強化を図るため、非常勤講師の活用、客員教授の在り方の検討を進めるとともに、大学教員が民間等との研究協力に従事し得る措置を講ずるなど人材交流の促進、大学院修士課程の弾力化、研究成果の公開や学術情報体制の充実、産・官・学の共同研究制度等の一層の拡大、寄附講座など大学への民間資金の円滑な導入等を図る。

(3) 学術の国際交流の推進

学術の国際交流を推進するため、若手研究者を中心とする研究者の国際交流の積極的拡大、大学間協定の促進、国際的な学術の共同研究への積極的参加等を図り、大学等における国際学術交流事業推進組織の強化を図る。

5 ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）の創設

我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）」を創設する。

6 高等教育財政

高等教育の質的向上を図るためには、高等教育の在り方を見直しつつ、公財政支出の一層の充実が不可欠である。同時に、高等教育機関への資金の多元的導入を促し、その自主的な財政基盤を強化し、充実する必要がある。

ア. 公財政支出の一層の充実に当たっては、基礎的、創造的な学術研究の振興、国際性の発展にかかわる諸活動、大学院の充実とその活性化等の諸課題に重点を置く。私学振興については、経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る。

イ. 地域社会と高等教育機関との連携を深め、とくに地域の大学等と地方公共団体が、財政的にもそれぞれの発意により、協力関係を実現し得る方策を講ずる。

ウ. 高等教育機関に対する寄附金の増大を促すため、寄附受入れの諸条件を改善する。

エ. 国立大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を発揮し得る条件を整備するため、予算、会計の弾力化を図り、各大学に諸種の自己基金や附置財団の設立を促す。また、国立大学資産の社会への開放利用ならびに土地信託など資産の活用を図る方策を検討する。

オ. 今後の高等教育の発展を踏まえ、育英奨学制度の在り方を改善し、その充実を検討すべきである。

7 大学の組織と運営

(1) 大学における自主・自律の確立

大学の組織・運営における自主・自律体制の確立は不可欠な要素である。国立大学については、管理・運営の自主的責任体制の確立、学長、学部長等のリーダーシップの発揮、私立大学については、学長を中心とする教学の管理運営組織と教授会の責務を明確にし、教学側と理事会が協調して、大学を含めて学校法人が一体として、社会的責任を果たすべきである。公立大学は、その教育と研究を社会に開かれたものとし、地域社会の発展に寄与すべく、斬新な構想を展開することが期待される。

(2) 教員と職員

ア. 教員に広く人材を求める、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める。

イ. 人事の閉鎖性を排除し、その流動性を促すべく、教員に任期制を導入し得る道を開く。その際、待遇、研究条件等について検討する。

ウ. 研究者養成、後継者育成の在り方について積極的な施策を進め、助手の職務内容、待遇、職名等について検討する。

エ. 大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望まれる。

オ. 教育・研究の活性化のため、事務組織の再編成、機能の改善、職員の体系的、専門的な研修を充実してその資質の向上を図る。

(3) 開かれた大学

大学は、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。学外者の参加を得た諮問の機関ないし組織の設置と活用、公開講座、市民講座等への協力、大学諸施設の市民への開放、大学への社会人の受入れ等を積極化する。さらに情報システムの普及に対応する体制を整備す

る。

8 大学の設置形態

将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な検討を加え、るべき大学の在り方、それにかかる國の関与の仕組みを創造することが望まれる。國および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

第3節 初等中等教育の充実と改革

初等中等教育は、生涯学習の基礎となるものであり、人間形成の基礎として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための基礎的・基本的事項を修得させ、眞の学力とすこやかな体、ひろい心、さらに、自らが主体的に学習する意志・態度を育てるという重要な役割を担っている。こうした観点から、初等中等教育の充実と必要な改革を図っていく。

1 教育内容の改善

(1) 徳育の充実

基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力、日常の社会規範を守る態度の育成、人間としての「生き方」の教育を重視する。また、自然体験学習の促進、特設「道徳」の内容の見直し・重点化、適切な道徳教育用補助教材の使用の奨励、教員養成・現職研修の改善などを通じて德育の充実を図る。

(2) 基礎・基本の徹底と個性の伸長

① 教育内容の改善の基本方向

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底、自己教育力の育成を図る。このため学校段階ごとに、その教育内容の重点化と精選を図り、その際、創造力・思考力・判断力・表現力の育成、我が国の伝統・文化の理解と日本人としての自覚の涵養、体力の増進と健康教育の充実などを重視する。

とくに、小学校段階では、読・書・算の基礎の修得と社会性や情操などの涵養を重視し、中等教育においては、個性の伸長を目指して教育内容の多様化を図る。社会参加等の導入、高等学校における技能連携、成人学習の機会等の拡大を図る。指導方法を多様化するとともに評価の在り方を改善する。

② 教科等の内容、構成

小学校低学年においては、教科の総合化を進め、中等教育段階における社会科の構成の在り方、家庭科の内容と取扱いを検討する。

健康教育を充実するため、道徳・特別活動、保健体育など関連する教科の内容、在り方を検討する。

③ 教育内容にかかる制度の運用上の改善

学習指導要領については、多様な創意工夫ができるよう、より大綱化を図るとともに、基礎・基本の明確化・充実化、選択の拡大、例外の許容についても配慮する。

2 教科書制度の改革

(1) 改革の基本方向

個性を尊重した多様な教育・学習を推進する観点に立って、教科書の在り方や利用の仕方を見直す。この際、とくに児童・生徒が使用する学習材としての性格を重視する。

(2) 教科書の著作・編集機能の向上と研究開発体制の確立

民間における教科書研究等の拡充を図るとともに、カリキュラム、教科書、指導方法、教材等の研究・開発・評価を総合的に行う民間、官民協力あるいは国立の研究センター等を拡充・整備する。

(3) 新しい検定制度

適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されるようにするとともに、教科書制度および教科書の内容に対する信頼を高めるため、検定基

準の見直し、重点化・簡素化、審査手続の見直し、審査過程の簡略化（現行の原稿本、内闇本、見本による三段階審査の一本化）、教科用図書検定調査審議会、教科書調査官等の制度と構成の見直し、適当な方法による審査過程の概要・合否判定の理由等の公開、検定の周期の長期化を図るなど検定制度の改革を図る。高等学校の教科書については、教科によっては、検定の対象としないことについても、教科書をめぐる環境条件の成熟状況等を勘案しながら検討していく必要がある。なお、高等学校教科書の定価については、規制緩和の方向でその認可の在り方を見直す。

(4) 採択・供給

採択組織・手続、採択理由の周知などの一層の改善を図るとともに、教科書供給体制をより開放的なものとする。

(5) 無償給与制度

義務教育段階の教科書の無償給与制については、義務教育無償の理念をより広く実現するなどの考え方に基づいて、無償給与制を維持すべきであるという考え方がある。同時に、保護者の負担能力や経済的効率性の観点、また教科書觀や指導方法に与える影響、教科書の質の向上等の教育的観点から、有償論、貸与論、一部有償論、一部貸与論など様々な考え方がある。

今後、社会・経済や国民の意識・教育觀の変化、教科書の在り方をはじめ初等中等教育全体の在り方の動向との関連において検討を続けることとし、当面、義務教育段階の無償給与制を継続する。

(6) 教科書制度改革の長期的課題

教科書制度の在り方については、長期的には自由発行・自由採択に移行できるよう努力することが望ましいという主張と、検定の廃止や自由発行への移行には十分慎重であるべきであるという主張とがある。よりよい教科書を作る観点から、将来もこの教科書制度の在り方についての調査研究を引き続いだ行う

ことが肝要である。

3 教員の資質向上

(1) 教員養成・免許制度、採用の改善

児童・生徒の状況や教育内容の変化等に対応して、教員養成・免許制度の在り方の見直しを行うとともに、教員に広く人材を求める観点から、教員免許制度の柔軟化を図る。

また、教員の選考方法の多様化と採用スケジュールの早期化を図る。

(2) 初任者研修制度の創設

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、採用後1年間の初任者研修制度を導入する。これに伴い、教員の条件附採用期間を6か月から1年に延長する。

(3) 現職研修の体系化

教員に対して、専門職としての職責の重大性を自覚し不断の研鑽に努めることを求める。教員の現職研修を組織的、計画的に行うようするため、国、都道府県、市町村の役割分担の明確化と、研修を有機的に組み合わせた研修体系の整備を図る。また、教職生活の一定年限ごとの研修制度の整備を図る。

4 教育条件の改善

教育環境の人間化の観点に立ち、過大規模校の解消を図るとともに、当面40人学級を円滑に実施し、その後は欧米主要国における教員と児童・生徒数の比率を参考としつつ、児童・生徒数の推移等を勘案しながら、教員配置をさらに改善する。施設・設備については、豊かな人間性の育成、教育方法の多様化等への対応の観点から改善する。

5 後期中等教育の構造の柔軟化

(1) 6年制中等学校

現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫

して行うことにより、継続的、発展的に生徒の個性を伸長することを目指す新しい学校として、地方公共団体、学校法人などの判断により、6年制中等学校を設置できるようにする。

(2) 単位制高等学校

学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高等学校の教育が容易に受けられるようするため、個別的な教科・科目の単位取得の認定、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う新しいタイプの高等学校（単位制高等学校）を設置できるようにする。

(3) 高等学校の修業年限の弾力化等

高等学校の修業年限は、3年以上とする方向で弾力化することを検討するとともに、単位制の利点の活用を図る。

高等学校職業科の卒業生については、大学入学者選抜において、特段の配慮をするようする。

(4) 後期中等教育の多様化

高等学校入学者選抜方法については、各学校の個性化・特色化を推進するため、選抜方法・選抜基準の多様化・個性化を図る。

後期中等教育の構造を柔軟なものにするとともに、多様な教育の機会を提供する方策を進めるため、後期中等教育制度の再編の可能性や必要性を含めて、不斷に専門的、多角的な調査研究を進め、改めて検討する必要がある。

6 就学前の教育の振興および障害者教育の振興

(1) 就学前の教育の振興

幼稚園・保育所は、その目的は異なるが、幼児教育において重要な役割を果たしており、就園希望、保育ニーズに適切に対応できるよう、それぞれの制度の中で整備充実を進める。この際、保育所が整備されていない地域などの幼稚園の時間延長、臨時の要請に対応する保育所の私的契約など、両施設の運用

の弾力化を進める。また、幼稚園の学級定員の引下げ、園長の専任制や教頭の配置を検討する。

(2) 障害者教育の振興

障害者が、家庭や地域社会から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本とする。医療・福祉・教育が一体として機能する地域センターの設置の推進、就学相談等の充実など障害者教育を充実する。また、障害者の社会参加・自立の促進のため、障害者の利用に配慮した施設の在り方の工夫、職業教育や職業能力開発の充実など雇用、生涯学習の機会の拡大を図る。

7 開かれた学校と管理・運営の確立

(1) 学校活性化のための新しい課題

学校は地域社会共通の財産との観点から、学校・家庭・地域の協力関係を確立する。このため、施設の開放を進めるとともに、学校の運営への家庭・地域社会の建設的な意見の反映、インテリジェント化など地域との連携、自然学校等とのネットワーク、国際的にも開かれた学校へとより広く発展していくための管理・運営の在り方が模索されなければならない。

(2) 自然学校の推進

児童・生徒が自然環境の中で生活する機会を増大させ、その生命力、活力の維持・向上、生命や自然への畏敬の念や豊かな情操の涵養を図っていくため、学校教育全体の中で「自然学校」を積極的に推進していく。

(3) 通学区域の在り方の見直し

現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、保護者の希望を生かすための工夫を行う方向で改革するとともに、様々な改革プログラムの総合的検討を進める。学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、具体的には、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運

用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきである。

(4) 学校の管理・運営の確立

学校が活力と規律を維持するため、校長の在職期間の長期化と若手の管理職登用の促進、校長を中心とする責任体制の確立等を図る。学校の適正な運営を阻害する違法・不当な行為については、関係者の自覚と反省を求める。過度に形式主義的・瑣末主義的な管理教育や体罰等を改める必要がある。

また、生命の尊厳を基盤とし、教育環境の人間化や健康教育の観点から、飲酒、喫煙、性などの問題に、学校教育全体として積極的に取り組む。

第4節 国際化への対応のための改革

我が国の教育を国際的に広く開放し、国際社会の中に生きるよき日本人、よき一人の人間の育成を期して、国際化に対応した教育の在り方を絶えず反すうしつつ、日常的な実践を積み重ねなければならない。そのため、それぞれの分野・レベルでの実験、種々の創意工夫を積極的に行うことが望まれる。国や地方の関係機関は、これらを可能ならしめ、かつ、助長するよう、自ら率先して新機軸を打ち出す必要がある。また、国際理解のための教育の教材センター的な機能の強化、それぞれの場における具体的な国際化の試みに関する情報の交換・普及を促進する。

以上を集大成し、国としての政策方向をも盛った「教育の国際化白書」を作成する。

1 帰国子女・海外子女教育への対応と国際的に開かれた学校

ア. 帰国子女の初等中等教育段階での円滑な受入れや高等学校・大学入学者選抜における別枠の設定および特別の選抜方法の実施を一層促進する。また、高校生の外国における修学を日本国内における履修とみなし得るような措置を講ずる。

イ. 国際的に開かれた学校を目指し、帰国子女、外国人子女を受け入れる学校に、相談窓口や日本語教育の中核となる専任教員の配置を進めるとともに、海外経験教員の積極的な活用、外国人教員の招致を推進する。

ウ. 国際化時代の新しい教育計画・方法等の研究開発・普及を図るため、帰国子女、外国人子女、一般の日本人子女が共に学ぶ初等または中等の学校（新国際学校）の設置を図る。

エ. 海外子女教育については、日本人としての基礎の育成を重視しつつ、それぞれの地域の実情なども勘案しながら、できる限り現地で得られる経験を多く積ませるという基本的方向に従って、その在り方を工夫する。また、子女数の増大している高等学校段階に対する適切な教育施策を講ずる。

2 留学生受入れ体制の整備・充実

ア. 大学等とくに大学院における教育指導体制の充実や日本語教育体制の整備、宿舎の確保、学位の取得など受入れ体制全般にわたる抜本的整備を速やかに行う。その際、とくに、生活上の人間的触れ合いの場の確保、帰国留学生へのアフターケアの拡充などに、一層配慮していく必要がある。

イ. 留学に当たって必要となる大学情報の提供に努めるとともに、入国、滞在等に当たっての諸規制の弾力化について配慮する。

ウ. 日本の高等教育機関における外国人学生の短期の修学の機会の拡大についても検討する。

エ. 大学、関係省庁、地方公共団体、民間法人・団体等官民一体となった留学生受入れの体制づくりなど、積極的な対応を進める。

3 外国語教育の見直し

ア. 外国語とくに英語の教育においては、広くコミュニケーションを図るための国際通用語習得の側面に重点を置く必要があり、中学校、高等学校、大学を通じた英語教育の在り方について、基本的に見直し、各学校段階における英語教

育の目的の明確化、学習者の多様な能力・進路に適応した教育内容や方法の見直しを行う。

- イ. 大学入試において、英語の多様な力がそれぞれに正当に評価されるよう検討するとともに、第三者機関で行われる検定試験などの結果の利用も考慮する。
- ウ. 日本人の外国語教員の養成や研修を見直すとともに、外国人や外国の大学で修学した者の活用を図る。また、より多様な外国語教育を積極的に展開する。

4 日本語教育の充実

- ア. 外国人に対する日本語教育については、国際通用語としての日本語の研究および教育方法・教材の開発が緊要である。また、日本語教員および研究者の養成を急ぐとともに、海外における日本語の普及に努める。
- イ. 外国人に対する日本語能力試験を充実するとともに、日本語教員の資質向上を図るため日本語教員検定制度を導入する。

5 国際的視野における高等教育の在り方

大学を世界の人材養成、学術や文化の発展などに貢献し得るよう、大きく転換させる必要があるとの観点から、教育方法などの検討、学期の区分、転学・転学部などの制度の弾力化、外国人教員の任用を促進する。また、高等教育の内容を国際的視野から再検討する。

6 主体性の確立と相対化

国際社会に通用する日本人として、主体性を確立しつつも自らを相対化する態度と能力を有することが要請される。また、人間関係の基礎としての社交能力が体得されなければならない。例えば、海外にあっては、その国の国旗、国歌等に対して敬意を払うなど国際的に常識とされている基本的マナーを身に付け、現地の文化や習慣を尊重する謙虚さを失わないようとするなど、子どものしつけに対する家庭、学校における配慮が必要である。

第5節 情報化への対応のための改革

情報化は、従来の予想をはるかに上回るほど速く、かつ、広範に進んでおり、今後、社会システムが全体として根本的な変化を遂げる可能性が高く、職業生活ばかりでなく、日常生活にも大きな影響が生じることが予想される。今後、情報化のもたらす光と影の部分を十分に踏まえ、自然環境や伝統文化との融合を図りながら、豊かな人間性が発揮される情報化社会の構築を目指す必要がある。

1 情報モラルの確立

情報化社会においては、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分に認識し、将来を見込んだ新しい倫理・道徳の確立、新しい常識の確立、情報価値の認識の向上など情報の在り方についての基本認識－「情報モラル」を確立する必要がある。

2 情報化社会型システムの構築

多様な学習要求にこたえ、学習者の自発性、創造性を高めるよう、あらゆる情報技術を活用した新しい学習システム「情報化社会型システム」の構築を進める。このため、次のような研究開発等の体制を整えるとともに、その成果を広く社会に波及させる。

ア. 情報活用能力の育成に本格的に取り組むための教育内容、方法の検討

イ. 教育の各分野に最適なメディア教材の研究・開発体制

ウ. メディア機器、教材の活用に積極的かつ柔軟に取り組む教員の支援体制

エ. 情報機器のもつ影の部分などの問題を検討するための研究体制

3 情報手段の活用

① 初等中等教育および社会教育への活用

初等中等教育、社会教育などへの情報手段の活用を進め、情報活用能力を育成するため、良質のソフトウェアの開発・蓄積・流通の促進、情報化に関する教員の資質の育成、情報手段の教育への活用に関する実践的な応用研究を進め

る。

② 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成

高等教育、学術研究への情報手段の活用を進めるとともに、人間の精神的・文化的発展に貢献する方向に情報化社会をリードし、構築していく人材を育成する。このため、大学の情報関係学部・学科の拡充、学術情報システムの整備、図書館の情報化などを推進する。また、先端科学技術分野の人材養成のための新しい教育研究組織の設置を検討する。なお、放送大学は、情報手段を活用する高等教育の展開の観点からも重要である。

4 情報環境の整備

望ましい情報社会を構築していくため、次のような観点から本格的な情報基盤の整備を進める。

ア. 学校をはじめとする様々な教育施設の情報環境を本格的に整備する。

イ. 社会の要請に応じつつ、開かれたデータベースの構築および簡易なデータベース構築システムの開発を進める。

ウ. コンピュータ・グラフィックスなど疑似環境を教育分野へ積極的に活用する。

エ. テレビ等マスメディアの積極的側面を生涯学習のなかで活用する。

第6節 教育行政財政の改革

教育行政財政の改革は、大胆かつ細心な規制緩和、教育における自由・自律、自己責任の原則の確立および多様な選択の機会の拡大という基本的な考え方方に立って進めなければならない。

また、官・民の総力を結集して、教育・研究、文化・スポーツの分野の飛躍的振興を図るため、多様な資金が効果的に流入してくるよう適切な方策を講ずる必要がある。

1 基準・認可制度の改革

(1) 大学設置基準および学習指導要領等の基準の見直し

国が定める教育に係る諸基準については、一定の水準の確保や質の維持・向上等を基本としながら、各教育機関の創意工夫が発揮されるような在り方が望まれる。

ア. 大学設置基準等については、高等教育機関の高度化・個性化・多様化の推進、高等教育機関の柔軟性・開放性の確立の視点に立ち、科学技術の進展、知識システムの再編・統合、学際化・情報化・国際化等の進展に積極的、創造的に対応し得るよう、その大綱化、簡素化を図る。

イ. 学習指導要領については、各学校や各地域における教育課程の編成に多様な創意工夫が発揮できるよう、内容の大綱化、重点の明確化を図るとともに、選択の幅の拡大、例外の許容に配慮する。

(2) 私立小・中学校設置の促進

それぞれの建学の精神に基づいて設置される私立学校の役割は、今後一層重視される必要がある。

この観点から、私立の小学校・中学校については、その設置が促進されるよう、適切な諸方策を検討する必要がある。

2 地方分権の推進

(1) 国・地方の役割分担の見直し

教育における地方分権を推進し、各地域や各学校の多様な個性、自主性、創造性がのびのびと発揮できるようにし、また、自律性と自己責任、当事者能力の強化を図る必要がある。

ア. 国の定める最低限度の教育上の基準を満たすことを前提に、都道府県、市町村等の各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて、その自主的判断と責任において、多様な制度や仕組みを作ることを許容し、新しい試みを行うことを積極的に奨励する。

イ. 6年制中等学校や単位制高等学校の設置・運用、初任者研修制度の具体的実施方法、苦情処理の仕組み等については、各都道府県、市町村の裁量の範囲を広く認める方向で検討する。

ウ. 各都道府県と市町村との間においても、市町村の自主性等が一層発揮され、責任体制が確立される方向で、両者の権限の配分について再検討する必要がある。このこととの関連で、東京都の特別区の教育に関する権限については、特別区に市町村と同様の権限をもたせる方向で検討する必要がある。

(2) 教育委員会の使命の遂行と活性化

教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮するためには、教育委員会の権限と重い責任を再確認し、いきいきとした活動を続けている教育委員会の優れた経験を交流し合い、一部の非活性化てしまっている体質を根本的に改善していくことが不可欠である。

このような観点に立ち、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携など、について具体的な改革を進めることを通じ教育委員会の活性化を図る。

3 塾など民間教育産業への対応

(1) 民間教育産業の新しい役割

21世紀に向けての展望のなかで、多様な民間教育産業の新たな発展とその新しい役割や影響を認識し、その基本的な在り方を検討していく必要がある。

ア. 学校教育ならびに教育行政は、いわゆる「ダブル・スクール現象」の実態を踏まえるとともに、それを通じて現在の学校教育の在り方を反省し、学校教育の改革に生かすよう努力すべきである。また、学校と塾など民間教育産業の関係のあるべき姿や教育行政の対応の仕方等についても、基本的な検討

を行うべきである。

イ. 民間教育産業の成長・発展の可能性ならびに望ましい発展の方向はどのようなものなのかを、教育における民間活力の導入との関連も含めて、長期的な教育産業政策の観点から十分慎重に検討する必要がある。

ウ. 「生涯学習体系への移行」等の中に、民間教育産業の役割・機能分担をどう積極的に位置付けるべきか、そのためには民間教育産業の側でどのような体質改善や対応が迫られるかを検討する必要がある。

(2) 正確な実態把握と情報提供

各教育委員会をはじめ教育行政当局は、民間教育産業の実態を正確に調査、把握するように努め、その実態と問題点に関する情報を各学校、家庭、地域社会に提供することにより、教育関係者の認識を深め、判断力の向上に資するとともに、問題点の克服に努めながら、民間教育産業と各学校、家庭、地域社会との適切な新しい関係が形成されていくことを間接的に促すよう対応すべきである。

(3) 学習塾通いの過熱化への対応

小学生・中学生の学習塾通いの過熱化については、子どもの心身の発達への悪影響など弊害が多いので、その克服のため真剣な努力を払う必要がある。

4 教育費・教育財政の在り方

(1) 教育・研究、文化・スポーツへの重点的な資源配分

21世紀に向けての我が国①国際社会への新しい貢献、②内需主導型の産業構造への転換、③知識集約型の高付加価値産業の新しい成長、④余暇ならびに選択の自由の増大に伴う生活の質の向上、⑤グローバルな視点からの国際相互理解の深化と日本文化の個性の再発見の必要性などの時代の要請を考慮に入れ、官・民を含め国民経済全体の中で、今後の我が国の諸投資の重点を教育・研究、文化・スポーツの振興に置き、その実現のために必要な資源が積極的か

つ効果的に配分されていくよう最善の努力をすることを提言する。

(2) 官・民の新しい役割分担と協力体制

公共サービスの形態と自由な競争と選択を前提とする民間サービスの形態との新しい次元での効果的な協力体制と官・民の役割分担の再構築に着手する必要があり、この観点から教育行財政の関与すべき分野と基本的に民間の活力に委ねるべき分野とを明確に整理し、教育費負担と受益の在り方、公財政支出教育費等の在り方について抜本的な検討を引き続き行う必要がある。

(3) 教育財政の充実と重点配分

政府は、行財政改革との関連に留意しつつ、すでに述べてきたような基本的な考え方立って、本審議会が提言する教育改革の円滑な実現のために最善の努力をすべきである。

教育改革の推進に当たって、本審議会は教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要があるとの基本的な考え方を一貫して示している。今後、内外の情勢の変化に対応しつつ、基礎研究の充実、高等教育の質的充実、心身の健康の充実など教育・研究水準の質的向上のために、資金の思い切った重点配分に努めなければならない。

(4) 教育財政の合理化・効率化

教育にかかる既存の制度・施策の全般にわたり、国と地方の役割分担と費用負担の見直し、業務の運営の合理化、受益者負担の適正化、資産の活用等の観点から見直しを行い、教育財政の合理化・効率化を図る必要がある。このような考え方立って、義務教育費国庫負担の在り方、学校給食の在り方、資産の活用等について見直しを行う必要がある。

(5) 民間活力の導入

高度化、多様化した国民の教育上のニーズに適切に対応し、教育の活性化、

合理化を促進する観点から、規制の緩和等により民間活力の積極的導入を図っていく必要がある。

このような観点から、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和、寄附等について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化、第三セクターの活用による大学や研究機関の設置、社会教育・社会体育施設にかかる非常勤職員、ボランティアの活用、施設の民間委託等を図っていく必要がある。

(6) 家計の教育費負担の軽減

学校教育に関連する費用の過度の上昇は、教育の機会均等の確保という観点からも問題であり、教育費負担の軽減を図るための方策について検討する必要がある。このため、

- ア. 税制改革においては、高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担の重い層への配慮がなされる必要がある。
- イ. 優秀な大学院学生および高度の研究に従事する研究者への貸与制・給費制の併用などの検討を含め、奨学制度の一層の充実・改善を図ることが必要である。

第4章 文教行政、入学時期に関する 提言

第1節 文教行政

文教行政は、教育・学術・文化・スポーツの振興を担っており、国家社会の安定と発展の基盤となるものである。我が国が創造的で活力ある社会を築いていくために、今後、文教行政の積極的な推進を図る必要がある。その際、とくに教育における共通性の確保、政治的中立の確保、国家社会の発展の基盤を形成する学術研究の振興、心身の健康の充実に資するための文化やスポーツの振興の重要性が認識されなければならない。

このため、時代の進展や社会の変化に柔軟に対応できるよう、次のような観点に立って、今後、文教行政の改革を図ることが不可欠である。

- (1) 「画一よりも多様を、硬直よりも柔軟を、集権よりも分権を、統制よりも自由・自律を重んじる」という教育行財政改革の方向に即し、文教行政を担う各関係機関の自律性と自己責任、当事者能力の強化の観点に立った文教行政を開拓する必要がある。
- (2) 学校教育体系の肥大化に伴う弊害を是正するとともに、生涯にわたる国民の多様かつ高度な学習需要にこたえ得る生涯学習体系への移行を目指した文教行政を展開する必要がある。
- (3) 国際化、情報化、高齢化を含む社会全体の成熟化など21世紀へ向けての経済・社会の急激な変化に積極的に対応し得る文教行政を展開する必要がある。これらの点を踏まえ、以下において文教行政についての具体的な提言を行うこととする。

1 政策官庁としての機能の強化

文部省は、今後、政策官庁としての比重を高めることを行政の基本に据えながら、併せて、時代の進展に積極的に対応し、自らを外に開き発想の柔軟性を育んでいくという基本的姿勢を確立していかなければならない。

- (1) 文教政策に関する調査研究・分析、政策立案、情報提供などの機能を強化するため、文部省の組織機構の見直しを行う必要がある。

国際化、情報化などの時代の変化や新しい学習需要に積極的に対応できるよう、政策立案を強化する観点から組織の活性化と整備を図るべきである。

教育・学術・情報・文化・スポーツ関係の専門家の育成・登用・活用を推進するとともに、所轄研究所や他省庁との職員の人事交流を積極的に進めていく必要がある。

教育白書を毎年刊行するなど、その時々の文教行政の概況と政策に関する情報を、積極的に社会に提供し、国民の理解と協力を得るなど開かれた文教行政の方向を目指すべきである。

- (2) 所轄研究所の調査研究機能を充実・強化し、本省との連携を強め、文教政策展開のために活用する必要がある。とくに、国立教育研究所については、文部省の政策立案に資するための調査研究機能を強化するとともに、併せてカリキュラム、教材、指導方法等に関する調査研究のセンター的機能の充実も図る必要があり、その観点から改組・再編するなど整備を図る必要がある。

教育課程行政や教科書行政については、充実した所轄研究所との連携の強化等によって一層科学的・実証的なものとなることが期待される。なお、これに関連して、中長期的には、本省の関係部局の組織・人的構成等についても見直しの必要が生じよう。

- (3) 文部省に設置されている各種審議会などの在り方について、次のように改善を進める必要がある。

① 法令による審議会といえども、時代の進展に合わせてその必要性や機能を

見直す必要がある。

- ② 法令に基づかない協議会、研究協力者会議などは、広く衆知を集め、かつ機動性をもって諸般の状況に対応する上で必要な面もあるが、今後極力減らすように努力すべきである。
- ③ 委員や協力者については、中央中心にならないよう地方の人材に配慮して全国的視野に立って人選を進めるとともに、関連する行政分野の学識者も含め、経済・産業界やマスコミ関係者など、広く人材を登用することが重要である。また、委員などの主体的判断に基づく自由かつ達な審議が確保されるように努力すべきである。
- (4) 文教行政のうち、学術行政、国際交流・協力事業、文化行政等は他省庁の行政と密接に関係しており、文部省においては、これらの行政をめぐる状況が激動し変化していることを明確に認識し、関係省庁とも相互の連携・協力を密にしながら、これらの行政課題に積極的に取り組むことが重要である。

2 生涯学習体系への移行への積極的対応

- (1) 生涯学習体系への移行に積極的に対応するという観点から、社会教育局を生涯学習を専ら担当する局に改組・再編するなど文部省の組織体制の整備を図ることが不可欠である。
- (2) これからの文教行政は学校外における教育の広がりなど新しい時代の状況に積極的に対応できるよう、社会教育に関連する法令も含め総合的に見直し、生涯学習振興の見地から新しい法体制の整備を検討するなどの必要がある。また、教育・文化・スポーツを含め、広範な分野に見られる民間の教育事業について、実態を把握し、その情報を各学校、家庭、地域社会に提供するとともに、民間の教育事業と学校、家庭、地域社会との適切な新しい関係が形成されていくことを間接的に促すよう対応すべきである。さらに、この面での指導者等の専門

性を高めることが肝要である。

- (3) なお、スポーツ行政については、第三次答申で提言したとおり、スポーツ活動の飛躍的な振興の推進に資するため、官民一体となったハイレベルの「スポーツ振興推進懇談会」（仮称）を設け、スポーツ行政の在り方を含め積極的な対応を進める必要がある。
 - (4) 生涯学習社会を実現していくためには、文部省と各省庁の施策・事業との連携・調整の強化を図る必要があり、この課題に最も責任を持つ省庁は文部省であることを自覚して、各方面に積極的対応を行うべきである。
- また、各省庁においても、この観点から文部省との連携・協力を進めていく必要がある。

3 許認可行政と指導助言の見直し

- (1) 文部省の許認可等の数は、他省庁と比較して少ない状況にはあるが、厳しい許認可行政が行われているとの印象が強いのは、基本的に文部省の行政対象が教育・研究・文化・スポーツという本来自由を尊重する、規制にじみにくい分野であるためと思われる。しかし、政策官庁への脱皮を図る観点からも、国として必要な基本的・共通的な水準の維持確保に配慮しつつ、許認可、各種基準等の整理合理化、権限委譲など必要な規制緩和をさらに進める必要がある。

なお、行政の遂行に当たって、国や地方教育行政当局、とりわけその窓口部門において「権力的姿勢」や「不親切な態度」が見かけられる面もあるので、その点を改善していくことが求められる。

- (2) ①大学設置基準および学習指導要領等の基準については、第二次答申において、それらの見直しを提言したが、このうち、大学設置基準等については、提言の趣旨に沿って、引き続き全体として大綱化・簡素化を図るとともにその運用の改善を進める必要がある。

②学習指導要領は、全国的な教育の水準の維持向上、共通性の確保等を図るために必要な国基準であり、教育課程はこれに基づいて編成、実施されるべきものであることは言うまでもない。

しかし、学習指導要領については、第二次答申で指摘したように、「内容の大綱化、重点の明確化を図るとともに、選択の幅の拡大、例外の許容に配慮する」ことも必要である。なお、第二次答申では、「教育課程の改善に資する研究を行うため、各都道府県が教育課程編成の特例を先導的な試みとして承認することを可能にする制度の確立」を提言している点にも留意する必要がある。

(3) 指導助言は各省庁がその所管事項について必要があると認める場合は、地方公共団体または事業者などに対し行うもので、文部省だけが行うものではない。しかし、文教行政において従来の指導助言が本来の機能以上に指揮監督的にとらわれている場合があり、また、過度に形式的な法律解釈論や通達に依拠する傾向があったこともあり、瑣末にわたりしかも強制的影響が強い感は免れない。文部省や地方教育行政当局はこの点を反省する必要がある。文教行政において瑣末な助言が多くなるのは、一面において、教育界において瑣末な事項にまで行政の見解を求めてくることにもよるものであり、関係者の自戒が必要である。

(4) また、勤務条件の改善を図ることを目的とする教職員団体は、その本来の任務を自覚し、違法な争議行為を行わないことや教育の中立性を守ることはもとより、いわゆる教育課程の自主編成の主張などにみられる教育内容や学校運営に対する不当な介入を厳に慎むべきである。

教員は、その職務が社会的信頼と尊敬の基盤に立って、子どもの心身の発達にかかわる活動に携わる専門的職業であることを自覚し、使命感と教育的情熱をもって、その職責の遂行に努め、国民の負託にこたえなければならない。

教育行政においては、自らの責任を自覚して、学校運営の適正を期すとともに、学校において、子どもを中心にいきいきとした教育が展開されるよう

環境づくりに配慮する必要がある。

4 教育委員会の活性化

(1) 教育委員会は、教育における地方自治の精神に基づき、当該地域の教育行政全般に関して最も重い責任を直接に負うところの機関である。したがって、教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮することが不可欠である。

このような観点に立って、第二次答申において提言したように、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携などを図る必要がある。

(2) 地域における教育は、学校教育はもちろん社会教育、文化・スポーツ活動、各種の民間教育事業等種々の形態で行われているが、ますます多様化・高度化しつつある国民の学習需要にこたえるため、今後、専修学校、各種学校や各種の民間教育事業など民間部門での活動の果たす役割が一層増大することが予測される。

したがって、これから教育委員会の行政は、生涯学習体系への移行に積極的に対応し、地域全体の教育・文化・スポーツ活動の振興を図る観点から、民間部門における各種の教育・文化・スポーツ活動の助長に努め、地域における教育行政として、知事部局等とも連携しつつ、公共部門とそれらの一体的・総合的な展開を図る必要がある。

5 私学行政の推進

(1) 第二次答申も指摘しているように、個性重視の原則、選択の機会の拡大、国際化、情報化への対応等を考慮するとき、それぞれの建学の精神に基づいて設

置され、高い公共的役割を担うべき私立学校の教育は、今後一層重視されなければならない。

(2) 行政当局は、個性豊かな学校づくりのための新しい試みへの取組みなど、学校教育全体の質的充実と活性化のために意欲的な教育活動を展開する私立学校が、公立学校と併存して我が国教育全体の向上に寄与していることの意義を認識し、その振興に努める必要がある。

また、この観点から、第二次答申で提言したように、私立の小・中学校の設置が促進される諸方策を検討する必要がある。

(3) 地域の学校教育全体の発展を図るためにには、公立学校と私立学校の緊密な連携を確保していく必要がある。この観点に立って、教育委員会と知事部局は、一層連携を強化しつつ公立学校と私立学校に関する教育行政が総合的に展開されるよう努め、地方公共団体として、教育行政に対する住民の期待にこたえることが重要である。

なお、公立学校行政と私立学校行政の総合的展開をさらに推進するためには、地方教育行政の組織体制の在り方を将来の問題として検討する必要がある。

6 高等教育および学術行政の推進

(1) 第三次答申で指摘した国立大学の設置形態の在り方について引き続き検討するとともに、文部省における高等教育全体の政策形成機能と国立大学の管理事務との組織的な分担の在り方について検討する必要がある。

(2) 今後の文教行政においては、人材の育成とともに、基礎的・創造的な学術研究の振興を一層重視する必要がある。

このため、内外の学術研究の動向の的確な把握、学術研究振興のための長期的かつ総合的な政策形成をさらに推進するとともに、科学技術行政との関連においても、人材の養成や基礎的研究については、文部省が中心的な役割を担つ

てることを十分認識して、関係省庁との相互の連携・協力を積極的に図る必要がある。

7 文化行政の推進

今後の文教行政においては、芸術・文化の普及・振興や歴史的な文化遺産の継承・保存・活用のほか、社会の成熟化に伴う国民の文化的活動の多様な広がりに対応し、心豊かな国民生活の実現に資するよう、より幅広い視野に立って文化の振興を図る方向で行政を展開する必要がある。

8 教育関係諸団体の自主性の確立

教育研究・教育行政に関する各種団体は、基盤とする組織の自主性、主体性を尊重しながら、職能団体として調査研究、提言などの活動が積極的に展開できるようにしなければならない。そのため、各団体が組織の在り方、運営方法の見直しなどについて十分検討することを期待する。

第2節 入学時期

1 秋季入学制への移行

現行の4月入学制は、長年にわたり、国民の間に定着してきた制度であるが、秋季入学制は、今後の我が国教育にとって、以下のとおり、大きな意義が認められる。

このため、今後の社会全体の変化を踏まえ、国民世論の動向に配慮しつつ、将来、我が国の学校教育を秋季入学制に移行すべく、関連する諸条件の整備に努めるべきである。

① より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点の視点

秋季入学制として、一年を通じて最も暑い夏休みの時期を学年の終わりとす

ることは、学年の途中に夏休みが置かれている現行の4月入学制と比較して、学校教育のサイクルの観点からみて、より合理的である。

学校運営上の観点からも、長期の夏休み期間を活用して人事異動、新年度の年間教育計画の作成等が行われることとなり、校長、教員が十分時間をかけて新年度の準備を行うことができる。

② 国際的に開かれた教育システムの視点

世界の学年の始期の現状を見れば、大勢は、学年を秋季に開始しており、また学年と学年の間に夏休みを置いている。我が国の国際的地位や責任が高まり、いまだかつて経験したことのない国際社会における相互依存関係の深まりのなかで、教育の面でも、制度や考え方で国際的に共通にできるものは、できるだけ国際社会に合わせていくことが重要である。

世界の大勢に日本の学年の始期を合わせることにより、諸外国との教員・学生の交流の拡大や帰国子女の受け入れの円滑化が図られるなど、教育面での国際化が促進される。

③ 生涯学習体系への移行の視点

秋季入学制に移行し、夏休みが学年と学年の間に置かれることとなれば、その意義と役割が改めて見直されることとなり、学校とは別に、家庭や地域社会における様々な人間的交流や自然との触れ合いが深まるなど、夏休み期間の活用の仕方が工夫されていくものと期待される。

このことは、本審議会が提言しているように、今日肥大化している学校教育の役割を見直し、家庭や地域の教育力を高めつつ、生涯学習体系への移行を進めるという視点からみても大きな意義がある。

なお、4月入学制は、国民の社会生活上の習慣としても定着しており、秋季入学制に移行する場合は、教育界をはじめ広く国民が、我が国の教育全般の在り方

について、改めて身近なところから現状を見直し、積極的に考えることが必要となるが、このことは、ひとりひとりが自分自身の問題として教育改革に取り組むことにつながるものと期待される。

2 国民的合意の形成と条件整備

(1) 秋季入学制への移行は、国民生活全般へ及ぼす影響が大きいので、その成否は、この問題に関する国民ひとりひとりの理解と協力が得られるかどうかにかかわっており、最終的には、国民の選択と合意に委ねる必要があるが、現時点では必ずしも秋季入学の意義と必要性が国民一般に受け入れられているとはいえない。このため、移行に当たっては、適当な準備期間を置き、この間、世論の動向を把握しながら国民の理解と協力を得るための活動を積極的に展開するとともに、各行政機関、学校における検討と諸準備を推進し、適宜その状況を明らかにする必要がある。

(2) 家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子どもを育てるための環境をつくることは、今後の生涯学習体系への移行における大きな課題であり、家庭の教育力の向上を図るとともに、社会教育等の充実を推進する方策を強力に展開することが、秋季入学制への円滑な移行にとって、とくに重要となることに留意する必要がある。

また、将来の社会における労働時間の短縮と余暇時間の増大、とりわけ夏季長期休暇の普及の状況や学校に過度に依存する意識の変化など、秋季入学制を円滑に実施するための社会状況の変化も見極める必要がある。

3 移行の方式等の検討

移行に当たっては、国民や学校等の教育関係諸機関にとって移行に伴う教育上、財政上の負担が過大とならないよう、今後移行方式等について十分検討すること

が必要である。

(1) 秋季入学制への移行の方式については、例えば、一つの方法として、

a. 移行期間中の新旧両学年の混在を避けるため、移行は全学年一斉に2年間に分けて行い、初年度は経過措置として6月入学とし、次年度から9月入学とする。

b. 移行期間中の終業と入学・始業のすれば待機期間とするが、この期間は官民の協力により児童・生徒等のための各種教育プログラムを用意する、という方式が考えられるが、できる限り各種の負担を生じさせないよう、他の移行方式も含め、幅広く適切な方式を検討する必要がある。

(2) 上記のように全学年一斉に2年間に分けて移行する方式の場合は、通常時に比して児童・生徒の增加分に対応した教職員等の増が必要となるが、今後児童・生徒数が減少することを考慮し、また、第二次答申で提言した教職員定数の改善などの施策との関連に留意しつつ、適切な移行の時期を検討する必要がある。

(3) 秋季入学制への移行に伴う経費の問題については、できる限り負担の軽減を図るため具体的な移行の方式・時期等に関し、種々の工夫を行うとともに、国・地方の財政状況、家計の教育費負担の状況等を勘案し、また私学経営に与える影響に十分配慮しながら、適切な在り方を検討する必要がある。

(4) 大学においては、学期ごとに授業を集中し完結させる2学期制を積極的に推進し、春でも秋でも入学できる道を拡大するとともに、高等学校でも外国との交流、帰国子女の受入れを円滑にする視点から、秋季入学の制度を許容するなどの方策を進め、その成果を見守りながら全般的な秋季入学制への移行の条件を整えていくことも十分検討する必要がある。このためには、企業等の採用に当たっても弾力的な対応を行うことが求められる。

なお、大学について秋季入学を先行させるということも考えられるが、高等

学校卒業時から大学入学時までに相当の空白期間が生じることや、大学卒業までの期間が制度的に延長されることなど問題があるので、慎重な検討が必要である。

第5章 教育改革の推進

教育改革の成否は、我が国の将来を左右するといつてもよい重要な課題であり、今後、最も大切なことは、これらの改革提言が早急に実行に移されることである。同時に、教育改革はその性格上長期にわたって継続して進められなければならない。その意味で、来るべき新しい世紀までの10余年は、とくに改革の実効を上げるうえで極めて重要な期間であり、その成否は、21世紀の日本の命運にかかわるものとなろう。

今後、教育改革が引き続き推進されていくために、次のような措置や取組みが必要である。

- (1) 政府は、これまで本審議会の提出した答申について、これを最大限に尊重し、それを一体となって実行に移すための体制を整えて、教育改革に取り組みつつあるが、まだその端緒についたばかりである。したがって、今後、教育改革の実現を期するためには、政府として万全の体制と施策をとるべきである。
- (2) 教育改革に対する政府の取組みにおいて文部省の果たすべき役割と責任にかんがみ、文部省においても本審議会の行った答申に即し教育改革の実現を期するために強力な推進体制を整えるとともに、施策を積極的に実行すべきである。
- (3) また、教育改革を着実かつ円滑に推進していく上で、それぞれの地域における教育に関して直接責任を負う地方公共団体の役割は重要である。今後、地方公共団体、とりわけ教育委員会は、この認識に立って、その自主的判断と責任において教育改革に積極的に取り組まなければならない。
- (4) さらに、教育改革を真に実効あるものとするためには、政府は、今後、内外の情勢の変化に対応しつつ、基礎研究の充実、高等教育の質的充実、教育・学術等の国際交流の促進、心身の健康の充実、教員の資質向上など教育改革を進めるための適切な財政上の措置を講じていく必要がある。

(5) なお、本審議会は、3年間の審議を通じて、幅広い国民的合意による教育改革の実現を目指して、逐次、改革提言を行ってきたが、教育改革の問題は、本審議会の指摘した事項にとどまらないし、また、状況の未成熟やなお多角的な調査研究を要すること等から現段階では結論が得られなかったものもある。これらを含め、社会の変化や時代の進展に応じて、今後さらに学校制度や教育内容その他教育にかかわる諸制度等の見直しや改革に柔軟かつ積極的に対応していくことが必要である。

おわりに

本審議会は、この答申をもってその任務を終了する。これまでの多岐にわたる改革提言は、長期にわたる今後の教育改革の第一歩に過ぎない。21世紀を目指した教育改革の実現に向けて、政府が万全の体制と施策をとるべきはもとよりであるが、今こそ全国民的な取組みが開始されなければならない。

およそどのような改革も、それに伴う障害を克服する熱意と勇気なしには、その実現を期し得るものではない。なかでも教育改革は、単に行政上の制度やその運用の改革にとどまるものではなく、国民全体の改革へのゆるぎない意志とたゆみない協力を得て進められるべき息の長い事業である。

かえりみれば、本審議会は、教育改革に寄せる国民の大きな期待にこたえるべく、発足以来3年間に及ぶ審議において、全国各地で14回の公聴会を開催し、4回にわたり審議経過の概要を公表するなど積極的に国民との対話をを行いながら、幅広い国民的合意を基礎にした教育改革の実現に向けて最大限の努力を傾けてきた。

本審議会の審議は、教育改革についてのいわば一大教育シンポジウムともいべき、かつてない国民的な討議を呼び起こす契機となったが、このこと自体教育改革の前進のため大きな意義があったものと考える。この間に各方面で提起された数々の意見や審議経過の概要に盛られている内容は、今後の教育改革の推進に当たっても十分に参考とされ生かされていくものと確信している。

教育は、いずれの民族、国家、社会にあっても先人の築き上げた文化を次の世代に伝えるとともに、未来を担う若い世代を育てることを基本的な使命とするものである。今後、未来からの呼びかけにこたえ、教育の改革を不斷に押し進めることは国民的な課題であり、これなくしては、創造的で活力ある我が国社会を築いていくことはできない。

今次教育改革を端緒として、政府、地方公共団体のみならず、ひとりひとりの教

師、ひとりひとりの親、学ぶ者自身を含めてすべての国民が、21世紀の日本と世界を担う子どもや孫たちのために、教育改革に情熱をもって取り組むことを心から期待してやまない。

II. 參考資料

(資料1) 臨時教育審議会会长・委員名簿

会長

岡本道雄 科学技術会議議員

委員

※石川忠雄 慶應義塾長

※中山素平 (株)日本興業銀行特別顧問

天谷直弘 (財)国際経済交流財団会長

有田一壽 社会教育団体振興協議会副会長・西日本工業学園理事長

飯島宗一 前名古屋大学長

石井威望 東京大学教授

内田健三 法政大学教授

岡野俊一郎 日本オリンピック委員会総務主事

金杉秀信 全日本労働総同盟顧問

木村治美 エッセイスト

香山健一 学習院大学教授

小林登 国立小児病院長

齋藤正 国立劇場会長

須之部量三 杏林大学教授

瀬島龍三 伊藤忠商事(株)特別顧問

溜昭代 千葉市立園生小学校教諭

堂垣内尚弘 北海学園大学教授

戸張敦雄 新宿区立戸山中学校長

中内 功 (株) ダイエー代表取締役会長兼社長
 細見 卓 海外経済協力基金総裁
 三浦 知寿子 (曾野綾子) 作家
 水上 忠 東京都教育委員会教育長
 宮田 義二 日本鉄鋼産業労働組合連合会最高顧問

 齊藤 斗志二 (社) 日本青年会議所元会頭・大昭和製紙(株)専務
 取締役(昭和61年4月28日辞任)

 (※印は会長代理)

(資料2) 臨時教育審議会専門委員会名簿

石井 公一郎 ブリヂストンサイクル(株)会長
 石野 清治 (財) 日本児童手当協会会長、(株) 資生堂専務取締役
 河野 重男 お茶の水女子大学長
 菊池 幸子 文教大学教授、(社) 福祉社会研究所長
 木田 宏 日本学術振興会理事長
 公文 俊平 東京大学教授
 黒羽 亮一 筑波大学教授
 佐久間 強 千葉経済学園理事長・千葉経済短期大学長
 下河原 五郎 東京都立小山台高等学校長
 千石 保 (財) 日本青少年研究所長、弁護士
 高梨 昌 信州大学教授
 高橋 史朗 明星大学助教授
 俵 孝太郎 政治評論家
 坪内 嘉雄 (財) 日本レクリエーション協会副会長、(株) ダイヤモンド社会長
 戸田 修三 中央大学教授
 矢口 光子 (社) 農村生活総合研究センター専務理事
 山本 七平 評論家・山本書店主
 屋山 太郎 政治評論家
 渡部 昇一 上智大学教授

 大沼 淳 文化学園理事長・文化女子大学長、全国専修学校各種学校連合会会長(昭和60年12月20日辞任)

(資料3)

総第792号
昭和59年9月5日

臨時教育審議会会長 殿

内閣総理大臣 中曾根康弘

臨時教育審議会設置法第2条第1項の規定に基づき、次の事項について理由を付して諮詢する。

諮詢

我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について

(理由)

我が国の教育は戦後著しく普及し発展してきたところであるが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育の在り方にも大きな影響を与え、今日、様々な問題が指摘されるに至っている。

また、同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、生涯学習への期待の増大、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められている。

21世紀に向けて我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策に関し必要な改革を図ることが喫緊の課題であり、そのための基本的方策を樹立する必要がある。

(資料4) 臨時教育審議会第1回総会における内閣総理大臣あいさつ

臨時教育審議会の発足に当たり、ごあいさつを申し上げます。

各位には、本審議会の委員に御就任をお願いいたしましたところ、快くお受けいただきまして誠にありがとうございました。

今日、我々を取り巻く内外の環境や時代の変化には著しいものがあり、我が国もそれに適切に対応し、政治、経済、社会、教育、文化等の各分野において、必要な改革を押し進め、我が国の未来を切り開く新しい施策を展開する時期に至っていると確信しております。そのため、教育の分野についても政府全体の責任において長期的展望に立って、その改革に取り組むことが是非とも必要なことであると考え、このたび、新たに臨時教育審議会設置法の制定をみて、各界の人格識見共に優れた方々を委員にお願いし、ここに本審議会が発足した次第であります。

今日の我が国の発展と繁栄は、これまでの我が国の優れた教育制度の下に育てられた国民によって成し遂げられてきたものであり、我が国の教育水準が国際的にも評価されていることは疑いのないところであります。しかしながら、近年における校内暴力や青少年の非行等の増加、あるいは学歴を過度に重視する社会的状況、我が国学校制度の画一的性格、国際性強化の必要性など、種々の問題が指摘されており、現行の教育の在り方の中には、戦後40年を経た今日、時代の推移に伴って、適切な改革を要するものが生じてきているのではないかと考えます。更にまた、特に我が国においては、産業構造の変化、情報化社会・高齢化社会などが急激に進むとともに、これらの変化等に関連して、単に学校教育だけでなく、種々の機会を活用した生涯を通じる学習への要請が増大してまいります。同時に各分野における国際化のすう勢から教育の国際化も重要な課題となり、これら社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求

められているのであります。我が国が、21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために、教育の現状における諸課題を踏まえつつ時代の進展に対応して教育改革を図ることが必要不可欠になっていると考えるものであります。

本日の諮問は、このような観点に立ったものであります。教育改革は、我が国固有の伝統的文化を維持発展させるとともに、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献する国民の育成を期し、普遍的人間社会の生活規範を身に付けながら、高い理想と強健な体力、豊かな個性と創造力を育くむことを目標として行われるべきものと考えます。

審議会におかれましては、本審議会設置の趣旨に思いをいたされ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広い視野と将来への展望のもとに、十分な御審議をお願いしたいと存じます。政府といたしましては、本審議会から御答申いただきました事項につきましては、最大限に尊重し、あらゆる努力を傾注して、その実現を図る所存であります。

会長はじめ委員各位におかれましては、教育改革が、単に教育の改革にとどまらず、それを通じて我が国社会そのものの改革にも及ぶものであることにかんがみ、国民各界各層の期待にこたえ、その意見を広く汲み上げ、十分御審議くださいますようお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。

（資料5）臨時教育審議会第1回総会における文部大臣あいさつ

1. 臨時教育審議会第1回会合に当たり、ごあいさつ申し上げます。

我が国の教育は、戦後、教育の機会均等の理念のもとに、教育を重視する国民性や経済の高度成長に伴う国民の所得水準の向上等により、著しく普及充実し、我が国経済、社会、文化の発展の原動力となっていました。

文部省としても、これまで、中央教育審議会等各種審議会の答申などを尊重しつつ種々の施策を実施し、教育の改善・充実のための努力を行ってきたところであります。しかし、遺憾ながら今日の実情において、学校教育における児童生徒の能力・適性等が多様化している実態に対する対応や、あるいは受験競争の過熱化の中で起こる偏差値による学校の序列化など様々な問題が生じしていることを真剣に受けとめ、これらに対する適切な対策を十分に考慮しなければならないと考える次第であります。これらの問題は、基本的には教育自体の改革により対処しなければならない課題であります。同時に近年における社会の急激な変化に伴う家庭や社会環境の変化更に国民の教育観などと深くかかわるところであり、したがって、文部省のみならず、行政各部の施策と密接な関連を持った対応がなされなければならないものが多いと考えられます。このため、政府全体として広い立場から各般にわたる施策に関し必要な改革に取り組むことが喫緊の課題となっていると考える次第であります。

2. したがいまして、皆様方には、諮問理由にも述べられておりますように、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育及びこれに関連する分野についてその見直しを行い、今後の方策について御検討をいただきたいと考えております。そこで、諮問は基本的・包括的内容といたしておりますので、審議内容につきましては、その趣

旨に即して、今後審議会での自由な討議を通じて具体化を図っていただくべきものと存じます。ただ、この際、このたびの教育改革に当たって重要な課題になると思われることについて私の立場において御参考までに申し上げるならば、例えば、次のような点があるのではないかと考えます。

まず、このたびの教育改革に当たっては、21世紀の我が国を担う青少年が、強健な心身を養いつつ、創造的な知的能力や良好な人間関係を築いていく資質を高めるなど、今後における社会の変化及び文化の発展に主体的に対応しうるよう人間形成の基礎を培うことが教育の目標として大切ではないかと考えます。

次に、学校教育の現状を再検討することあります。我が国の学校教育制度は、画一的な性格が強く、現在及び将来の社会の変化に十分対応できないのではないかという指摘がありますが、その多様化・弾力化等について十分検討することが必要であり、また同時に、学校教育の成果は、これを担当する教員に負うところが極めて大きいことにかんがみ、教員の養成、研修等の在り方について検討し、教員の資質・能力の向上を図り、その指導力の充実を期することが基本的な課題であります。

また、教育は学校だけではなく、家庭や社会においても行われる営みであることを考慮するとき、学校、家庭、社会が相互の連携・協力を強め、それぞの教育的機能の活性化を図るとともに、情報化社会の進展や社会における種々の教育の機会の増大等に対応し、また、物質的な豊かさの中での精神的、文化的な要求の高まりにこたえることができるよう、年齢段階に応ずる多様な生涯学習の在り方等を探求することが必要であります。

さらに、学歴を過度に重視する現在の我が国の社会的状況をどのように是正していくかということも欠かすことのできない大きな課題であり、このような観点から、学校、社会を通じた人間評価の在り方についての再検討や企

業等の人材登用の在り方等について検討を行うことが必要な事項ではないかと考えます。

審議会におかれましては、なおこれらのほか、国際的な視点に立った広い視野と将来への展望のもとに、自由かつ達な御議論をいただきたいと考えております。

3. なお、本審議会の設置期間は3年となっております。この間十分御議論を尽くしていただきたいと考えますが、教育改革は国民的合意を求めて進めの必要があり、その意味において、審議の過程におきまして、国民の理解と協力が得られるよう、種々の工夫をお願いしたいと考えております。

以上、諮問等に関連して、私の考えを申し上げましたが、教育改革については、国民の期待は非常に大きいものがあることにかんがみ、今後十分御審議くださることをお願いし、私のあいさつといたします。

(資料6) 臨時教育審議会第1回総会における会長あいさつ

一言ごあいさつ申し上げます。

臨時教育審議会の会長に指名されました岡本でございます。

只今、総理大臣及び文部大臣のごあいさつにもありましたように、今日、教育の全般を見直し、適切な改革を実施しますことは国民の切なる要請であります。

当審議会はこれに応えるべく、社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期して必要な改革を図るという大きい仕事に今後3年にわたって、皆様と共に取り組むことになったわけであります。

使命の重要さと責任の重大さを痛感しているところであります。

政府は私共の答申の実現には全力を挙げるとの姿勢をお示し下さいましたが、我々としてもこれに応え全力をつくし審議に当たる覚悟でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

尚一言私の所感をつけ加えますことをお許し願いますと、およそ、これまでの教育改革は、これを終戦以後に行われましたものをみましても、その時その時の政治的、社会的、経済的要請と、その影響を受けています。それによって、その時代の要請に応え今日の日本の基礎を築いたことは高く評価されると同時に、そのなかに、時代の推移とともに今日に至りひずみを生じたものあることを否定出来ません。

従って、長期的にみて大切なものは、これら教育改革の中の教育固有のものであります、一国の教育のなかでこの固有なるものが如何程重視されているかは、その国文化の一つの指標とも言えると思うであります。

私は、今回の審議会が、国家変革の時であった明治維新でもなく、終戦時でもなく、大局的には日本の平常時において、国民の教育に対する切実な要請に

したがって、企図されたものであることを評価し、この要請に応えるのに、この教育固有で、不易のものに目をするとともに世界における日本人といった視点に立って論議をつくしたいと希っています。

又一方この機会にこの審議会を持つことの必要性をひろく考えますと、それはひとり我が国だけのことではなく、また、教育だけのことではなく、近世西洋文明が一つの反省の機会に立ち到っていることではなかろうかと思うであります。私は近時の科学技術の著しい発達、とくに生命科学と人間との関係に思いを致しまして、その様なことを考えております。

この点につきましては、総理のお言葉にもありました様に、我が国固有の伝統的文化に注目し、これを維持発展させることは、ひとり我が国ためのみでなく、我が国が国際社会に貢献しうる一つの大きな課題であり、今後日本が世界において信頼と尊敬を増す道であろうと思います。

尚、委員の皆様方は、それぞれの領域で教育について深いお考えをお持ちの方々であります、その日頃のお考えをここで純粹率直にお話しいただきますところに自ら今後この国の教育の在り方への基本的方向が出されることと思いますが、教育は凡ての国民が誰も自己の体験にもとづいて、それぞれの意見を持っていますので、私共としては、出来る限りひろくその様な意見を聴く努力を致さねばならぬと思っています。又同時にこれらの意見は私共のものもふくめて、自らの限られた経験の所産であることを考えて互いに耳を傾け合うと言った心構えも大切であると思っています。以上、今日皆様にはじめてお目にかかるに際しまして、自己紹介も必要かと考えまして、只今考えていますことの一端を率直に申し述べましたが、会長としては、今後、虚心に皆様に教わりつつ、じっくり本当のものをつみ重ねて参りたいと念じています。

重ねて皆様のご協力をお願いして私のあいさつと致します。

昭和62年8月7日

本日、臨時教育審議会は、総理大臣に「教育改革に関する第四次答申(最終答申)」を提出いたしました。

本審議会は、昭和59年9月内閣総理大臣から諮問を受けて以来、これまで三次にわたり答申を提出してまいりました。この度の答申では、「文教行政」と「入学時期」について提言を行うとともに、これまでの三次にわたる答申を総括し、今次教育改革の位置付けを明らかにし、改革のための具体的方策を整理して取りまとめました。

本審議会は、この答申をもってその任務を終了いたします。審議会発足以来3年間にわたり、私どもも全力を傾けて努力してまいりました。この間、国民の皆様からお寄せいただいた深い関心、貴重な援助、有益な助言などは、誠に私どもの忘れないものであります。ここに深く感謝を捧げます。この間できる限り審議が国民に開かれたものとなるよう、常に審議の状況を明らかにしながら、全国各地で公聴会を開催するとともに、教育関係団体をはじめ各界からのヒアリングを行うなど教育改革に対する国民の意見、提言、要望に深く耳を傾けてきました。国民各位からいただいた貴重な意見、要望等は改革提言を取りまとめる上で大いに参考にさせていただきました。

御承知のように、3年前本審議会が設置された背景をなしたものは、21世紀への教育はいかにあるべきか、また、今日教育が抱えている様々な問題をどう克服するかということでありました。そのような背景をもって出発しました本審議会は、3ヶ年の審議を総括し、我が国教育における今回の教育改革の歴史的位置付けとして、我が国近代化100年の成長が今や、成熟化、情報化、国際化へと大きく転換する時期に当たるものとしています。この意味で、本審議会が今日持たれたことを

高く、大きく評価するものであります。

近代化100年というのはまさに明治以来の我が国近代国家の形成と成長の道であり、実質的には先発した欧米先進国との近代文明特にその科学技術文明に追い付くことを目標とした我が国の発達過程であります。

したがって、この文明の実態とその発達の人間とのかかわり、さらにはその21世紀への可能性と問題点といったものは本審議会の課題と表裏一体のものであります。そこで本審議会は従来の我が国教育を全体として「追い付き型」画一教育であったとして、その過去における実績を高く評価しつつも、今や社会の成長から成熟への移行に際する教育改革の方向として、個性重視の方向を最も大切なものとしているであります。したがって、個性重視の原則に立って、現存の教育全般にわたり見直しを行ったわけですが、今日、最終答申において、これまでの具体的提言を振り返って見ますとその方向が全体にわたっているのが分かります。生涯学習体系への移行、初等中等教育の充実、高等教育の多様化、教育行政の改革等いずれも従来の日本の教育の画一性、硬直性の排除の方向を極めて顕著に出しています。

この個性重視は自由・自律、自己責任を内容としますが、これは、科学、芸術、技術等のあらゆる分野で必要とされる「創造性、考える力、表現力」の根源であります。同時に、自由は、重い自己責任を伴うものであるので、この自由の重み、責任の増大に堪える個性を育成することが大切であります。自由は決して放縱でないことが銘記されねばなりません。そのためには何といっても家庭の教育力と学校教育の初期における基礎基本が重要であります。この家庭と学校教育の初期において形成された確固たる基礎基本の土台の上にこそ、豊かな個性が育てられ、多彩な創造性が花咲くのであります。

また、本審議会が、学歴社会の弊害の是正とこれからの豊かで活力ある社会を築くため、大きく掲げている生涯学習も、確固たる個性を基礎とした自己教育力に待

つところ大であります。そのような主体性のある個性を持ってこそ、今後益々発達する科学技術文明の構築に対し世界の有力なメンバーとして参画できると同時に本来、科学技術文明が持つ人間との間の深刻な問題点を克服し、人間の尊厳を再認識し、情報化の進展に合わせて、全人類的かつ地球的視点に立って人類の平和と繁栄のため積極的に貢献していくと思われます。このことが、いわゆる「地球世界の精神」の実現であり、これが平和的国家の形成者の育成の目標であります。私は今の教育に何と言っても必要なのは、青少年に新鮮な分かりやすい目標を持たせることであると思います。過去の文明には成熟が退廃への萌芽となる例がしばしば見られましたが、私どもはこのような目標を立てることによって、過去の文明のこの轍を踏まないようにしていかなければなりません。この際、東西文化を吸収しつつ発展してきた我が国が世界に貢献する道として、自然科学のみならず人文、社会科学を通じた基礎科学の格段の振興と、我が国の個性豊かな伝統文化の特質や普遍性を改めて再認識することが大切と思っています。

この近代化100年の「教育の歴史」はまさに「教育改革の歴史」と言ったものであり、この間、教育改革のための様々な審議会の設置が図られました。これらの審議会は、それぞれ山積したその時々の焦眉の問題の解決を図ったものであって、その焦眉の問題に対する対策を立てると、また新しい問題が起こるといった連続であります。これに対して、今回の改革では近代化100年の反省に立って個性重視といった大きい改革の方向を打ち出したものであり、その改革提案は多岐にわたっていますが、これらを総合的に推進することによって大きい効果が生まれるものと考えます。また、この個性重視から平和国家の形成者としての国民の育成に至るこの道は、教育基本法の精神に沿ったものであります。この方向が日本の将来の世界に生きる青少年の歩む道として誤りのないものであることを信じかつ祈るものであり、戦後の教育改革以降初めて持たれた内閣あげての審議会として、その成否に関しては、その責任の重大さを痛感するものであります。

この点、一面熱狂的とも見える態度で大陸の文化を、また、西洋の文化を摂取しつつ、しかも自らの本質とその継続性を失わず、今日、国際社会でこの繁栄を築いてきた賢明な我が国民が今後、この改革の方向に沿って慎重に一步一步と具体的な改革を積み重ねていくことが、地味であっても21世紀の日本人の栄えの道に連なることと確信するものであります。

今後、最も大切なことは、本審議会の改革提言が早急に実行されることであります。そのためには政府において本審議会の提出した答申を最大限に尊重し、その着実な実現を見守り促進する体制をとってもらいたいと思います。また、教育改革を真に実効あらしめるためには、政府は教育改革を進めるための適切な財政上の措置を講じていくことが不可欠であると考えます。

同時に、実際に中心となって教育改革に当たる文部省は、以前にもまして強力な推進体制を整え、施策を着実に実行してもらいたい。その実行があつてこそ、この3ヶ年にわたる国民の皆様の熱心な関心と援助にこたえることができるというものであつて、今、本審議会を終えるに当たってここに強く本審議会の諸提案の実行を要請するとともに、改めて深く国民の皆様の御支援に感謝するものであります。

いうまでもなく、教育の改革は政府のみでなく、地方、現場にあって教育の実際に携わるすべての人々、とくに先生と親の熱心な協力なくして達成できません。一気にというわけにはまいりませんが、これを機会に絶えず工夫をこらしあって努力を重ねて欲しいと思います。教育は、世界のどこでも、また、昔から人類が共通して持ってきた課題であります。人間は教育されるべきものであり、教育されうるものであるといわれるゆえんであります。

私が、私の脳の専門からよく言う「人間は人間を浴びて人間と成るのだ。」ということを忘れないで欲しいと思います。

（資料8）臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」を受けての
内閣総理大臣の談話
（昭和62年8月7日）

本日、臨時教育審議会の岡本会長から教育改革に関する第四次答申（最終答申）を受けました。会長を始め委員各位の御努力に対しまして、心から敬意と謝意を表する次第であります。

臨時教育審議会は、昭和59年8月の発足以来、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応するための教育改革の基本的方策について精力的に審議を進められ、これまで三次にわたる答申を取りまとめられました。本日の答申は、これまでの答申のいわば集大成ともいべき性格を持つものであり、長期的視野に立った教育改革の基本的方向が明確に示されております。

申すまでもなく、教育は、国家百年の大計であり、国政上常に適切な配慮がなされなければなりません。特に、我が国が21世紀に向けて創造的で活力ある社会を維持・発展させ、また世界の中の日本として積極的な国際的貢献を果たしていくことが求められている今日、教育改革を進め、教育・学術・文化・スポーツの振興・充実に努力することは、現下の国政上最も重視すべき課題の一つであります。

政府といたしましては、既に臨時教育審議会のこれまでの答申を受け、改革提言の具体化に取り組んできたところでありますが、この度の最終答申を受けて、教育改革は正に総力を結集してその実行に取り組むべき段階に入ったと痛感いたしております。今後、広く国民の御理解と御協力を得ながら、政府全体として教育改革の強力な推進に最大限の努力を払う決意であります。

臨時教育審議会は、本日の答申の提出をもって、事実上すべての任務を終えられたわけではありませんが、この際、岡本会長始め臨時教育審議会委員各位の3年間にわたる並々ならぬ御労苦に対しまして、重ねて厚く謝意を表する次第であります。

（資料9）臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」を受けて
文部大臣談話
（昭和62年8月7日）

本日、臨時教育審議会から内閣総理大臣に教育改革に関する第四次答申（最終答申）が提出されました。

同審議会は、昭和59年8月の発足以来、精力的に審議を重ねられ、既に三次にわたり答申を取りまとめておられますが、今回の最終答申は、これまでの三次にわたる答申を総括し、教育改革の向かうべき方向を明らかにするとともに、残された重要課題である文教行政及び入学時期並びに今後の教育改革の推進体制等について提言されたものであります。

ここに会長はじめ委員各位の3年間に及ぶひとかたならぬ御尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

文部省においては、既に臨時教育審議会のこれまでの答申を受けて、教育内容の改善や教員の資質向上、高等教育の個性化・高度化、大学入試の改革、学術研究の振興、留学生受入れ体制の整備・充実など各般の施策の具体化に努めてきたところであります。今後とも引き続き、臨時教育審議会答申を最大限に尊重しつつ、個性重視の原則に照らし教育の全分野について見直しを行うとともに、国民の多様な学習ニーズに応えうる生涯学習体制を整備することを基本として、豊かな個性や社会性を養う初等中等教育の充実、高等教育の多様化や学術研究の創造的発展、心と体の健康を目指すスポーツの振興、国際化や情報化等時代の進展に対応した教育の実現等を目指して、教育改革を推進していく所存であります。

教育の在り方は明日の国家社会の命運を左右する大事であり、その改革を進めるに当たっては周到な準備と確実な財源措置をもってこれを担保していくことが不可欠であります。臨時教育審議会の答申をいただきその基本的方向が定められた今日、これを実現に移すための必要な予算額を確保していくことが何よりも肝要と考えております。文部省としては、今回の最終答申を契機に、自らはもとより教育関係者の総力を挙げて教育改革の推

進を図るべく、速やかにその推進体制を整備するとともに、予算の確保を含め、各般の施策の実施に最大限の努力を傾けてまいる決意でありますので、国民各位におかれましても、今後とも一層の御理解と御支援を寄せられることを心よりお願い申し上げます。

(資料10) 教育改革に関する第四次答申(最終答申)にいたる経緯

(1) 審議等

昭和59年

8月21日 委員任命・臨時教育審議会発足

9月5日 第1回会議(総会)

内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問

11月7日 第8回会議(総会) 部会の設置及び審議事項の決定

11月14日 第9回会議(総会) 「審議経過の概要(その1)」の決定、公表

12月1日 委員任命についての両議院の事後承認

12月20日 専門委員の任命

昭和60年

4月24日 第16回会議(総会) 「審議経過の概要(その2)」の決定、公表

6月26日 第24回会議(総会) 「教育改革に関する第一次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

9月4日 国際化に関する委員会、家庭・学校・地域の連携に関する分科会、スポーツと教育に関する分科会設置

9月25日 情報化に関する委員会設置

10月23日 「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会長談話公表

昭和61年

1月22日 第43回会議(総会) 「審議経過の概要(その3)」の決定、公表

4月23日 第53回会議(総会) 「教育改革に関する第二次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

10月18日 入学時期に関する委員会設置

昭和62年

1月23日 「審議経過の概要（その4）」の決定、公表

4月1日 第80回会議（総会） 「教育改革に関する第三次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

4月15日 第81回会議（総会）

5月13日 第82回会議（総会）

最終答申に向けて審議

5月20日 第83回会議（総会）

6月3日 第84回会議（総会）

6月17日 第85回会議（総会）

7月1日 第86回会議（総会）

7月15日 第87回会議（総会）

「最終答申案」について審議

7月22日 第88回会議（総会）

7月29日 第89回会議（総会）

8月5日 第90回会議（総会）

8月7日 「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」について決定、内閣総理大臣に提出。

(2) 海外教育制度等調査（「教育改革に関する第三次答申」提出以降）

昭和62年

4月4日 海外教育制度等調査（アメリカ合衆国）

～12日

6月18日 海外教育制度等調査（フランス、オーストリア、デンマーク）

～28日

（資料11）臨時教育審議会の構成

（昭和62年8月7日現在）

＜総 会＞

全委員で構成

会 長 岡本道雄

会長代理 石川忠雄、中山素平

＜運営委員会＞

岡本道雄、石川忠雄（運営委員長）、中山素平、天谷直弘、有田一壽、
飯島宗一、石井威望、瀬島龍三

＜部 会＞

部 会 名	部 会 長	所 属 委 員	所 属 専 門 委 員
第 1 部 会	天 谷 直 弘	内 田 健 三 金 杉 秀 信 香 山 健 一 中 内 功 忠 水 上 忠	菊 池 幸 子 木 田 宏 高 橋 史 朗 俵 孝 太 郎 山 本 七 平
第 2 部 会	石 井 威 望	木 村 治 美 堂 垣 内 尚 弘 三 浦 知 寿 子 宮 田 義 二	石 井 公 一 郎 高 梨 昌 嘉 坪 内 雄 子 矢 屋 口 光 太 郎
第 3 部 会	有 田 一 壽	岡 野 俊 一 郎 小 林 登 正 齋 藤 昭 代 溜 戸 張 敦 雄	石 野 清 治 河 野 重 男 下 河 原 五 郎 千 石 保
第 4 部 会	飯 島 宗 一	須 之 部 量 三 瀬 島 龍 三 細 見 卓	公 文 俊 平 黒 佐 亮 疊 戸 田 修 三 渡 部 昇 一

<委員会>

委員会名	委員長	所属委員	所属専門委員
国際化に関する委員会	須之部量三	宮田義二 戸張敦雄	菊池幸子 木田宏 石井公一郎 下河原五郎 公文俊平 戸田修三
情報化に関する委員会	石井威望	香山健一 小林登	屋山太郎 公文俊平
入学時期に関する委員会	中山素平	中内功 宮田義二 戸張敦雄 須之部量三	

<分科会>

分科会名	座長	所属委員	所属専門委員
(第2部会) 家庭・学校・地域の連携 に関する分科会	木村治美	金杉秀信 小林登 溜昭代	河野重男 坪内嘉雄 矢口光子
(第3部会) スポーツと教育に関する 分科会	岡野俊一郎	水上忠 堂垣内尚弘 小林登 溜昭代 戸張敦雄	坪内嘉雄 石野清治 下河原五郎 千石保 佐久間彌

(資料12) 臨時教育審議会設置法(昭和59年8月8日法律第65号)

(目的及び設置)

第1条 社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広く、かつ、総合的に検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べができる。

(答申等の尊重等)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の諮問に対する答申又は同条第2項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、人格識見共に優れた者の中から、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 内閣総理大臣は、前項の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

3 第1項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために前項に規定する両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、第1項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、文部事務次官をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第10条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第5条第1項中文部大臣の意見を聞くことに関する部分及び同条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)の一部を次のように改正する。

第1条第19号の8の次に次の1号を加える。

19の9 臨時教育審議会委員

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第1項の政令で定める日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。